

恵那市第7期高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画

平成 30 年度(2018 年度)～平成 32 年度(2020 年度)



平成 30 年3月

恵 那 市

目次

第1章 計画の考え方	1
1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 第7期計画のポイントについて	4
第2章 高齢者の現状と将来推計	5
1 高齢者の現状	5
2 高齢者等実態調査から見える現状	10
3 高齢者の生活支援の状況	15
4 高齢者の介護の状況	18
5 第6期計画の評価と恵那市の課題	22
第3章 計画の基本的な考え方	24
1 基本理念	24
2 基本目標	25
3 施策体系	26
第4章 施策の取り組み	27
基本目標I 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす	27
基本目標II 高齢者がいつまでも元気に暮らす	29
基本目標III 住みなれた地域で安心して暮らす	32
基本目標IV 介護を受けながら安心して暮らす	50
第5章 介護保険料の設定	59
1 保険料の設定の考え方	59
2 介護保険給付費等の見込み	62
3 所得段階別人口の推計	67
4 介護保険料基準額の設定	68
5 所得段階別保険料	70
第6章 推進体制	71
1 計画の推進体制	71

資料編	72
1 策定経過	72
2 恵那市介護保険事業計画策定委員会設置要綱	73
3 恵那市介護保険事業計画策定委員会委員名簿	74
4 実施目標一覧	75
5 用語解説	76

◇◆第1章 計画の考え方◆◇

1 計画の背景と目的

わが国の「超高齢社会」は急速に進行しており、総人口の4人に1人は65歳以上の高齢者となっています。今後、平成72年（2060年）には人口減少とさらなる高齢化が見込まれており、5人に2人が高齢者となることが予想されています。

こうした中で、国では増加し続ける高齢者を支える仕組みづくりとして、高齢者が要介護状態になってしまっても、可能な限り住みなれた地域で生活が送れるよう、「住まい」「医療」「介護」「介護予防」「生活支援」が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。また、平成28年（2016年）には、国が『我が事・丸ごと』地域共生社会実現本部」を設置し、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現をめざしています。

恵那市（以下、「本市」という。）では、高齢化の進行が早く、すでに前期高齢者の人数を後期高齢者の人数が上回っており、平成7年（1995年）をピークに人口が減少しています。さらに、団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となる平成37年（2025年）には高齢者人口も減少段階に入ることが予測されており、迅速な対応が求められています。

「恵那市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画」（以下、「本計画」という。）は、以上のような動向を踏まえ、本市の高齢化への対策をより一層推進し、団塊の世代が75歳以上になる平成37年（2025年）までに本市の実情にあった地域包括ケアシステムの推進とさらなる発展を目的とし、策定しました。

2 計画の位置づけ

(1) 法令の根拠

本計画は、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する「市町村老人福祉計画」と、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するものであり、本市における高齢者の保健・福祉・介護施策の推進と介護保険事業計画の円滑な運営を図ることを目的とした計画です。

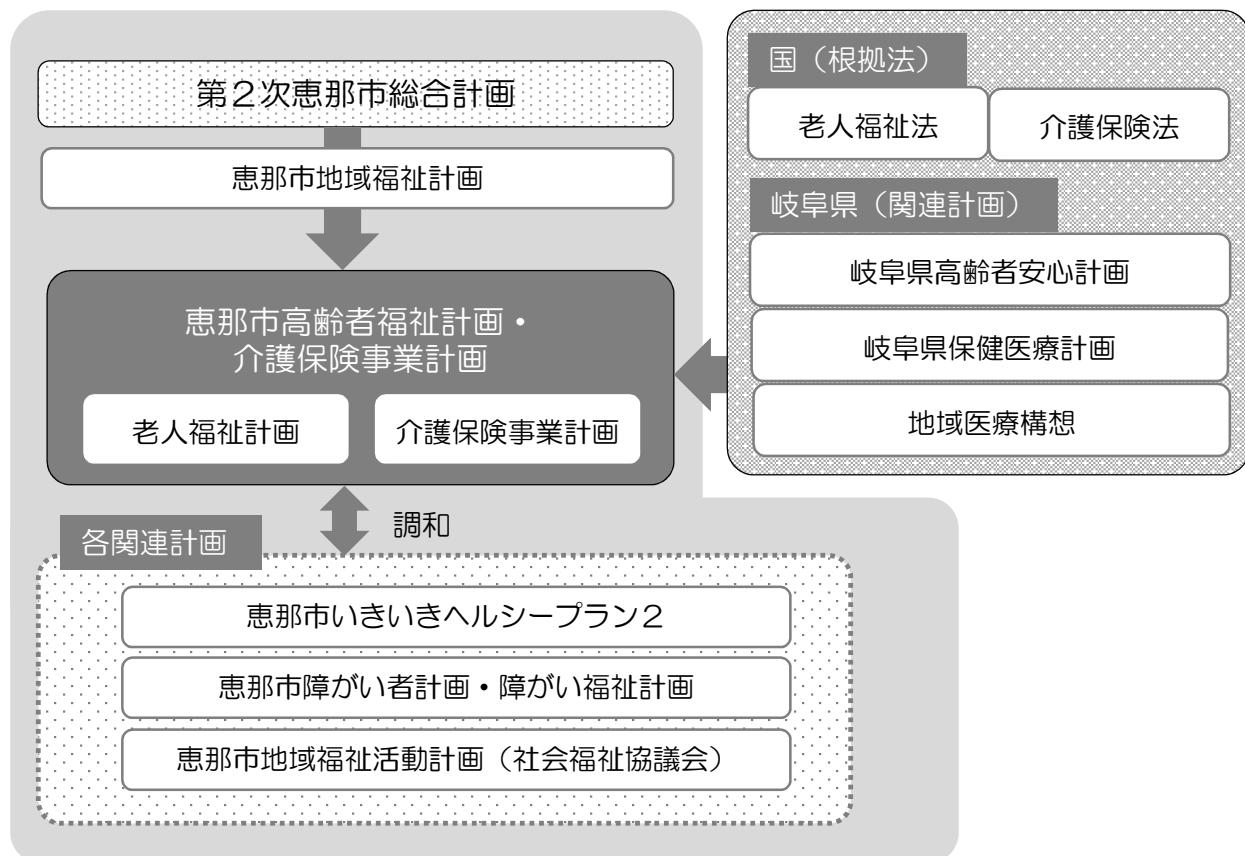
(2) 計画の性格

高齢者福祉計画（市町村老人福祉計画）は、本市における高齢者に関する施策全般にわたる計画であり、すべての高齢者に対する福祉事業全般及び介護に関する総合的な計画です。

介護保険事業計画は、高齢者福祉計画のうち、介護・支援を必要とする高齢者及び要支援・要介護状態となる可能性の高い高齢者に対する部分を担う計画です。

(3) 上位関連計画との関係

恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画は、「第 2 次恵那市総合計画」を最上位計画とし、その方針に沿って策定するものです。また、「恵那市地域福祉計画」を福祉分野の上位計画として位置づけ、障がいや健康分野に関する関連計画との調和を図りながら策定します。



3 計画の期間

介護保険事業計画は、3年ごとに計画を見直す必要があり、計画期間は平成30年度（2018年度）を初年度として、平成32年度（2020年度）までの3年間の計画として策定します。

また、高齢者福祉計画は、介護保険事業計画と一体的に見直しを行う必要があることから、同様の計画期間となります。

H27	28	29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	
2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	
第6期計画		2025年を見据えた中・長期的な視点										
第7期計画			第8期計画			第9期計画						

4 第7期計画のポイントについて

本計画では、国から示された制度や方針の内容を踏まえて、施策を展開します。

■地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律のポイント

I 地域包括ケアシステムの深化・推進

1 自立支援・重度化防止に向けた保険者機能の強化等の取り組みの推進（介護保険法）

- ・全市町村が保険者機能を発揮し、自立支援・重度化防止に向けて取り組む仕組みの制度化
- ・国から提供されたデータを分析の上、介護保険事業（支援）計画を策定。計画に介護予防・重度化防止等の取り組み内容と目標を記載
- ・都道府県による市町村に対する支援事業の創設
- ・財政的インセンティブの付与の規定の整備

2 医療・介護の連携の推進等（介護保険法、医療法）

- ①「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナル」等の機能と、「生活施設」としての機能とを兼ね備えた、新たな介護保険施設を創設
- ②医療・介護の連携等に関し、都道府県による市町村に対する必要な情報の提供その他の支援の規定を整備

3 地域共生社会の実現に向けた取り組みの推進等（社会福祉法、介護保険法、障害者総合支援法、児童福祉法）

- ・市町村による地域住民と行政等との協働による包括的支援体制づくり、福祉分野の共通事項を記載した地域福祉計画の策定の努力義務化
- ・高齢者と障害児者が同一事業所でサービスを受けやすくなるため、介護保険と障害福祉制度に新たに共生型サービスを位置づける

II 介護保険制度の持続可能性の確保

4 2割負担者のうち特に所得の高い層の負担割合を3割とする（介護保険法）

5 介護納付金への総報酬割の導入（介護保険法）

- ・各医療保険者が納付する介護納付金（40～64歳の保険料）について、被用者保険者間では「総報酬割」（報酬額に比例した負担）とする

◆◆第2章 高齢者の現状と将来推計◆◆

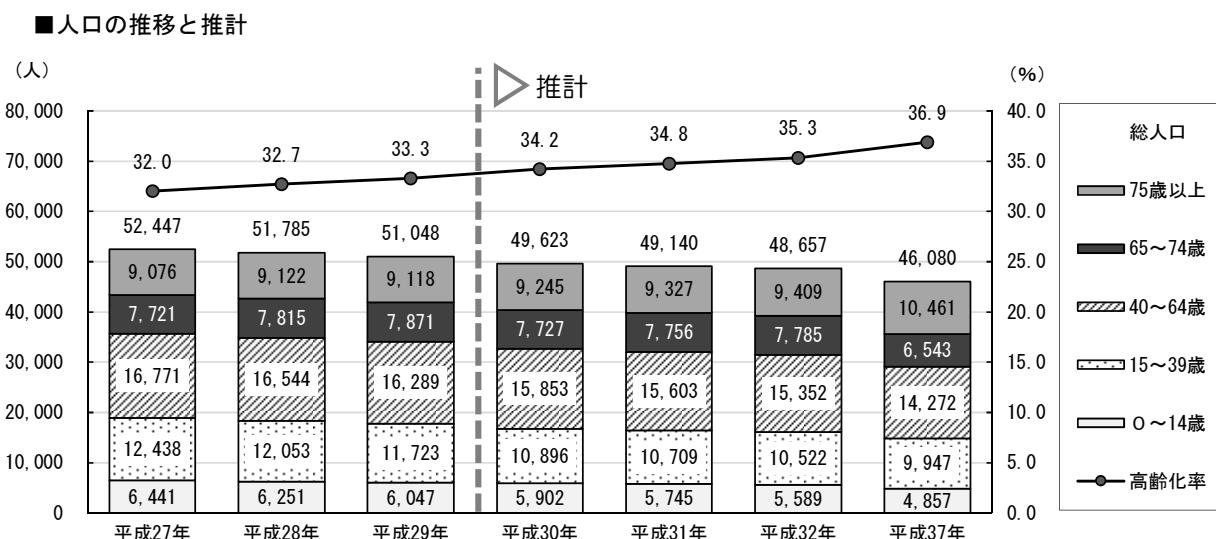
1 高齢者の現状

(1) 高齢者人口の現状

本市の総人口は、平成 29 年（2017 年）現在で 51,048 人であり、減少傾向にあります。65 歳以上の高齢者人口は 16,989 人であり、そのうち 75 歳以上の後期高齢者が 9,118 人と高齢者人口の半数以上を占めています。

平成 30 年（2018 年）以降の人口について、国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口をもとに推計すると、本市の人口は今後も減少を続け、団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年（2025 年）には、総人口 46,000 人程度となることが予測されています。

高齢化率は、平成 29 年（2017 年）現在で 33.3% となっています。本市は、高齢化の状況が全国よりも早く進行しており、平成 37 年（2025 年）には 36.9% になることが予測されます。



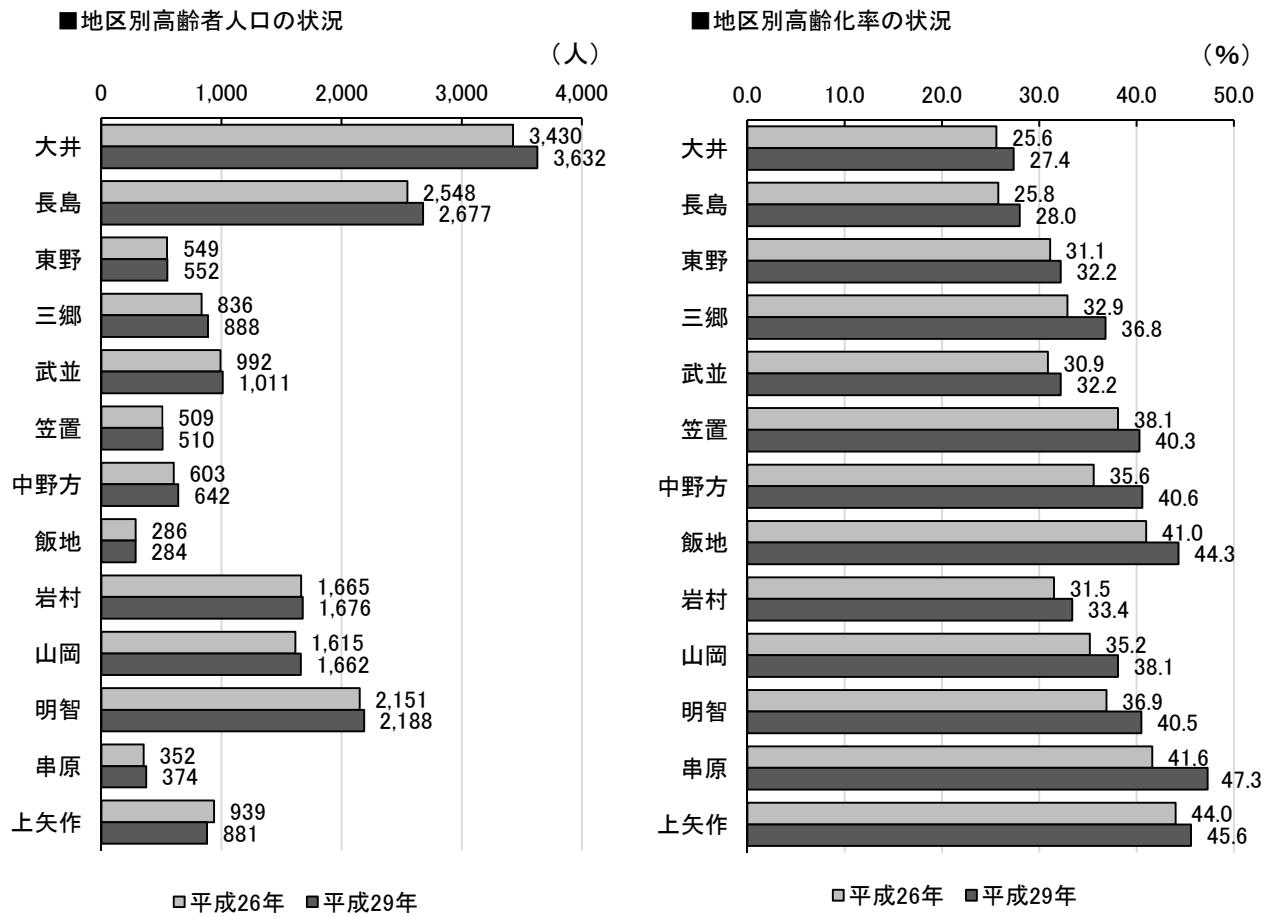
資料：平成 27～平成 29 年実績…住民基本台帳（各年 10 月 1 日）

平成 32 年、平成 37 年推計…国立社会保障・人口問題研究所の地域別将来人口をもとに算出
(平成 27 年国勢調査の実績を使用)

(2) 地区別にみた高齢化の現状

地区別の高齢化の状況をみると、平成 29 年（2017 年）では大井地区で 3,632 人、長島地区で 2,677 人、明智地区で 2,188 人と多くなっています。平成 26 年（2014 年）と平成 29 年（2017 年）で比較すると、飯地地区、上矢作地区以外では高齢者人口が増加しています。

高齢化率をみると、平成 29 年（2017 年）では串原地区で 47.3%、上矢作地区で 45.6%、飯地地区で 44.3% と高くなっています。平成 26 年（2014 年）と平成 29 年（2017 年）で比較すると、すべての地区で高齢化率が高くなっています。



資料：住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 8月末）

資料：住民基本台帳・外国人登録台帳（各年 8月末）

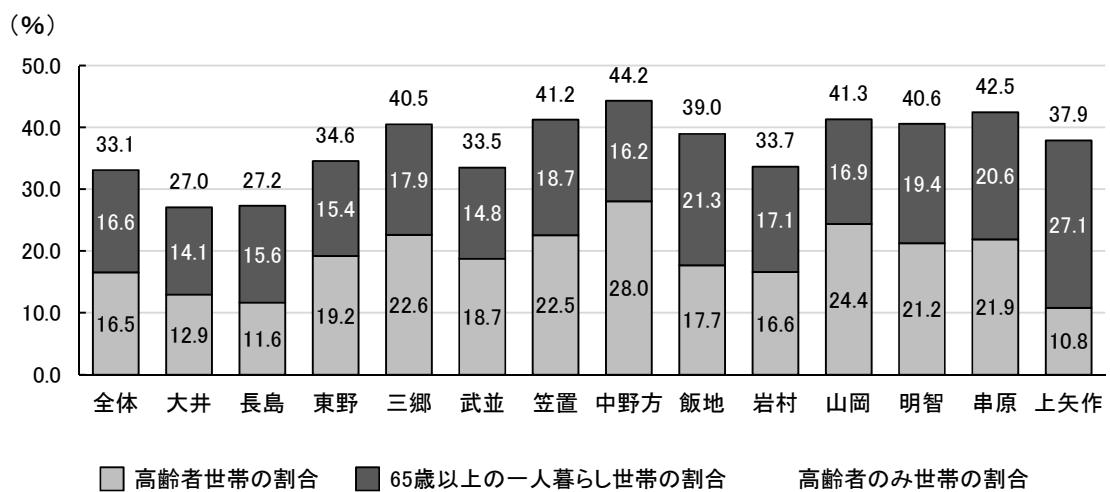
(3) 高齢者の家族と世帯

家族全員が 65 歳以上の高齢者のみの世帯は、全世帯の 33.1% となっています。そのうち、一人暮らしの高齢者世帯は、16.6% となっています。

地区別でみると、高齢者のみの世帯は、中野方地区で 44.2% と最も高く、次いで串原地区で 42.5% となっています。

また、一人暮らしの高齢者世帯は、上矢作地区で 27.1% と最も高く、次いで飯地地区で 21.3%、串原地区で 20.6% となっています。

■地区別の全世帯に対する高齢者のみの世帯の割合



資料：高齢福祉課（平成 29 年 8 月 31 日現在）

■地区別 65 歳以上高齢者世帯数

(単位：世帯)

	全体	大井	長島	東野	三郷	武並	笠置	中野方	飯地	岩村	山岡	明智	串原	上矢作
全世帯数	19,646	5,386	3,788	631	855	1,206	444	542	249	1,853	1,552	2,040	311	789
高齢者のみ世帯数	6,501	1,457	1,033	218	346	404	183	240	97	623	641	828	132	299
一人暮らし高齢者	3,257	761	592	97	153	178	83	88	53	316	263	395	64	214
高齢者世帯数	3,244	696	441	121	193	226	100	152	44	307	378	433	68	85

資料：高齢福祉課（平成 29 年 8 月 31 日現在）

(4) 認知症の状況

介護保険の認定を受けた40歳以上の認知症者の推移は、年々増加していましたが、平成29年（2017年）に減少に転じています。平成29年（2017年）では、男性649人、女性1,410人となっています。

高齢者に対する認知症認定率の割合をみると、65歳以上の高齢者のうち約1割が認知症を患つており、平成29年（2017年）時点では12.0%となっています。

■介護保険の認定を受けた認知症者の推移

（単位：人）

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
総数*	1,807	1,926	1,994	2,047	2,153	2,059
男性	580	591	659	667	668	649
女性	1,227	1,335	1,335	1,380	1,485	1,410

*40歳以上の認知症を患う人の合計

資料：高齢福祉課（各年5月末現在）

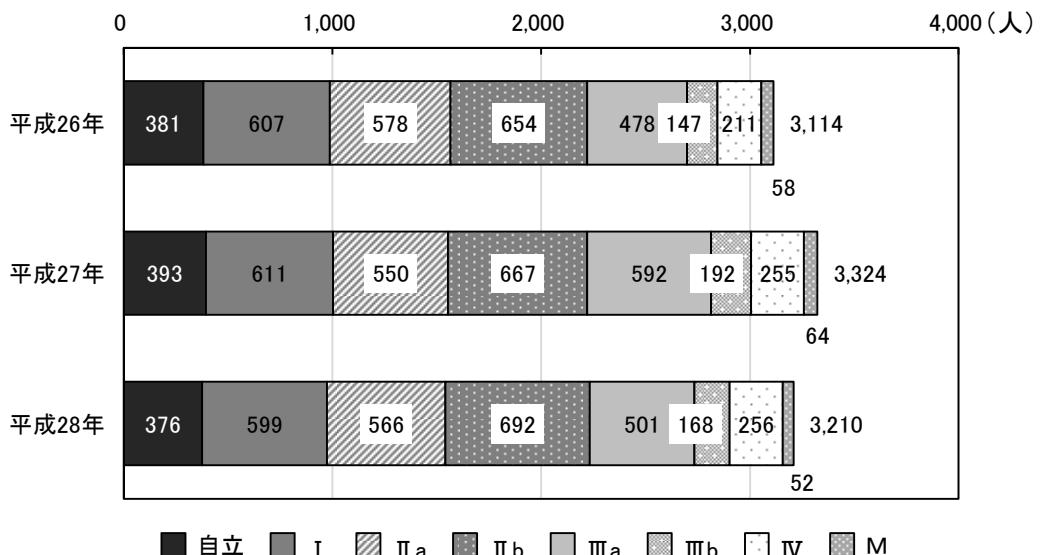
■高齢者に対する認知症認定率の割合

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年
高齢者数 (人)	15,648	16,154	16,510	16,797	16,937	16,950
認知症者 (人)	—	—	1,932	2,009	2,218	2,027
認知症者の 割合 (%)	—	—	11.7	10.1	13.1	12.0

資料：高齢福祉課（各年5月末現在）

日常生活自立度別認知症高齢者数の推移をみると、平成 26 年（2014 年）から平成 28 年（2016 年）にかけては、ほぼ横ばいとなっています。この 3 年間において、増加した自立度は「IV」で 1.21 倍、「III b」で 1.14 倍となっています。

■ 日常生活自立度別認知症高齢者数の推移



資料：高齢福祉課

■ 判定基準

ランク	判定基準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
IIa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭外で多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
IIb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが家庭内で見られるようになるが、誰かが注意していれば自立できる。
IIIa	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが主に日中を中心に見られ、介護を必要とする。
IIIb	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが夜間にも見られるようになり、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
M	著しい精神症状や周辺症状あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

2 高齢者等実態調査から見える現状

(1) 調査の概要

	一般高齢者	在宅要介護認定者	施設サービス利用者	介護サービス提供事業者	ケアマネジャー
調査対象	要介護認定を受けていない65歳以上的一般高齢者から無作為抽出	要介護認定を受けて居宅で生活している人から無作為抽出	介護保険施設や老人ホーム等を利用している人から無作為抽出	市内の介護サービス提供事業者すべて	市内の居宅介護支援事業所に所属しているケアマネジャーすべて
配布・回収方法	郵送配布・回収				
調査基準日	平成29年2月1日				
調査期間	平成29年2月27日～3月10日		平成29年2月15日～3月1日		
【回収状況】					
配布数（A）	1,000	900	307	132	83
回収数（B）	778	631	192	107	69
回収率（B/A）	77.8%	70.1%	62.5%	81.1%	83.1%

(2) 高齢者等実態調査から見えること

介護予防について

- 一般高齢者調査によると、「介護・介助を必要とする」と回答する人が、年齢が上がるにつれて増加しており、介護・介助を必要になった主な原因として、「高齢による衰弱」が最も多くあがっていることから、加齢による身体の老化により介護が必要な状態になっていることがわかる。
- 本市では、「健幸都市えな」として、市全体で健康づくりを推進しており、一般高齢者の健康についての記事や番組への関心を持っている割合が9割となっている。
- 介護予防事業に取り組んでいるが、認知度についてみると、いずれの事業も知らない割合が4割程度と最も高くなっています。現在、健康状態が良いとされている7割強の高齢者への周知が必要となっている。利用意向が高い介護予防事業については、「健康についての相談」「認知症予防の教室」となっており、後期高齢者の割合が高い本市では、特に重症化予防のための介護予防に注力することが求められている。
- 一般高齢者の健康状態を趣味・生きがいの有無別でみると、趣味・生きがいのある人では、8割程度の人が自身の健康状態を「とてもよい」「よい」と回答しているが、趣味・生きがいが「思いつかない」と回答した人は、6割程度と低くなっています。今後も高齢化の進行が懸念される中で、生きがいや趣味を持って充実した生活を送ることが元気高齢者の増加につながると考えられる。

後期高齢者となつてもできる限り地域で暮らし続けることができるよう、重症化予防や認知症予防などとともに、高齢者の生きがいづくりを進めることで元気高齢者の増加につなげることが重要である。

認知症高齢者への支援について

- 一般高齢者調査によると、認知機能の低下がみられる該当者は、約半数となっている。また、在宅要介護認定者調査によると、現在抱える傷病について、「認知症」と回答する人が多く、高齢者の増加に伴い認知症高齢者への対応も求められている。
- 「認知症サポーター」の認知度は、介護予防事業の取り組みが活発な恵那北部圏域では3割半ばとなっている。全体では2割程度となっており、認知度は依然低い状況となっている。
- 在宅要介護認定者の介護者の認知症関連事業への参加状況について尋ねたところ、「参加したことがある」は1割に満たない状況となっており、今後の参加意向についても「積極的に参加したい」「参加しても良い」が1割強と、環境や年齢などの生活課題により参加が困難であることがうかがえる。

今後増加する認知症高齢者に対応するために、認知症の人本人への支援と家族への支援について拡充するとともに、広く認知症に関する正しい知識と理解の周知についても注力する必要がある。

介護と仕事の両立について

- 今後、希望する介護を受けたい場所について、施設サービス利用者のうち「自宅へ戻りたい」が20.3%、「このままでよい」が52.6%、「別の施設や病院に移りたい」が4.2%と回答している。
- 在宅要介護認定者調査によると、高齢社会に向けて重点を置くべきことについて、「ひとり暮らしや支援の必要な高齢者のためのサービス」が4割強、「ホームヘルパーなどの在宅サービスの充実」が3割弱となっており、在宅介護へのニーズがうかがえる。
- 在宅要介護認定者調査によると、働きながら介護している人で、介護と仕事の両立のために効果的な勤め先からの支援についてみると、「介護休業・介護休暇等の制度の充実」と回答した人が3割強と最も高くなっている。

在宅での介護ニーズが高まる中、各種介護保険サービスの周知、介護予防事業の充実とともに、介護者の支援の充実も必要となっている。

医療と介護連携について

- 介護サービス提供事業者調査によると、医療機関との介護連携で取り組んでいることについて、「医療機関から利用者の健康管理処置について助言を受けている」と回答する事業者が多くなっている。
- ケアマネジャー調査によると、医療機関との連携について、『連携が図れている』(「連携が図れている」と「十分に連携が図れている」の合算)と回答する人が約8割と高く、経年でみると増加している。

医療との連携をさらに充実するために医療と介護関係者、双方の知識を高めるなど、より一層の推進が必要。

権利擁護について

- 一般高齢者・在宅要介護認定者調査によると、日常生活を支援する制度についての認知度を尋ねたところ、市や地域包括支援センターに総合的な相談窓口が設置されていることの認知度は、3割後半から4割半ばとなっている。
- 成年後見制度、認知症サポーターの認知度は、経年でみるとやや増加している。日常生活自立支援事業の認知度は、経年でみるとほぼ横ばいとなっている。各制度の認知度は徐々に高まりつつあるが、未だ低い現状があるため、制度を必要とする人が十分に活用できるよう、より一層の周知と啓発が求められている。
- 家庭内における高齢者虐待の事例を経験した割合について、介護サービス提供事業者調査によると2割半ば、ケアマネジャー調査によると6割程度となっている。経年でみると、介護サービス提供事業者調査では減少しているが、ケアマネジャー調査では13.5ポイント増加している。
- 高齢者虐待の相談先としては、「地域包括支援センター」が最も高く、相談内容としては、「虐待事案の相談」が「処遇困難ケースの相談」に次いで高くあがっている。

高齢者を守るさまざまな制度がある一方、認知度が低い現状があるため、周知・啓発が必要である。また、高齢者虐待の早期発見・早期対応につなげるために、地域包括支援センターを中心に事業者・ケアマネジャーと連携をとることが重要である。

・災害時等の緊急時の対応について

- 一般高齢者・在宅要介護認定者調査によると、災害時の対策について尋ねたところ、一般高齢者では、「避難訓練への参加」「避難場所や順路の確認」が半数を超えており、災害時に対する意識が高くなっている。一方で、在宅要介護認定者では「何もしていない」が3割半ばと最も高くなっており、在宅要介護認定者の災害時に対する意識が低くなっている。
- 一般高齢者・在宅要介護認定者調査によると、家族と避難方法や安否確認の方法については、一般高齢者・在宅要介護認定者ともに「方法等を確認し、決めている」の割合が2割程度となっており、半数以上が必要性を認識しているものの、話し合いや決めごとができるていない状況である。
- 事業所における災害時の対策については、「災害対応マニュアルを作成している」「防災訓練を行っている」がそれぞれ7割程度となっている。経年比較すると、「利用者の安否確認方法を決めている」が14.2ポイント増加している。また、半数以上の事業所で「一時避難、福祉避難所としての場の提供」「施設の一部貸出（トイレ・浴室等）」を地域のために支援できると回答している。

災害時に支援が必要な人の適切な把握と、避難対策の働きかけが必要である。また、災害、緊急時に備え、支援を受ける側・支援を提供する側の情報を共有し、防災・減災へつなげることが重要となっている。

・介護サービスについて

- 介護サービス提供事業者・ケアマネジャー調査によると、市内で供給が不足していると感じるサービスについて、「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」、今後需要が増えると見込まれるサービスについては、「訪問看護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が多くあがってる。厚生労働省の地域包括ケア「見える化システム」によると、「訪問看護」の第1号被保険者1人あたりの給付月額が年々増加しており、今後もニーズが高まることが考えられる。
- 本市では居住系サービスの受給率が県平均よりも高くなっている、在宅要介護認定者調査によると、施設等への入所・入居の検討状況について、「入所・入居を検討している」が19.8%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が17.0%となっており、合わせて3割半ばの在宅要介護認定者は、施設等への入所・入居を検討している。
- 介護サービス提供事業者調査によると、人材の資質を向上するために実施している研修について、「認知症の知識」「介護技術の向上」の回答が多い。さらに、現在不足していると思われる人材について、「介護福祉士やヘルパーなどのケアスタッフ」の回答が多くなっている。

今後需要が増えると見込まれるサービスの拡充とともに、サービスを提供する人材の確保・資質の向上が必要となっている。

地域づくりについて

- 一般高齢者調査によると、地域住民の有志による地域づくり活動への参加意向について、「是非参加したい」が 8.4%、「参加してもよい」が 39.6%となっている。また、その活動に企画・運営(お世話役)としての参加意向では、「是非参加したい」が 2.7%、「参加してもよい」が 20.2%となっており、参加者、企画・運営役とともに、地域づくり活動への参加意向は高くなっている。
- 一般高齢者調査によると、地域での活動状況を日常生活圏域別にみると、すべての日常生活圏域で、「学習・教養サークル」への参加率が高く、生涯学習や生きがいづくりのニーズが高いと考えられる。働いている人の割合は3割弱で、3割半ばの人が働いていない。友人・知人と会う頻度については、8割程度の人が少なくとも月に何度か友人・知人と会うと回答しており、特に、恵那北部地域では「毎日ある」「週に何度かある」と回答している割合が高くなっている。
- よく会う友人・知人との関係性についてたずねると、「近所・同じ地域の人」の割合がいずれの地域でも、最も高くなっている。特に恵那北部地域では8割が回答しているように、近所付き合いが活発であると考えられる。
- 地域共生社会の実現には、地域ごとに抱える課題を、身近な地域での助け合いによって解決していくことが重要になっている。一般高齢者調査によると、自身ができることとして多くあがった「日頃の声かけ・見守り」「話し相手」など、身近なところから始め、地域で困りごとを抱えた高齢者のニーズの吸い上げから課題の解決への推進していくことが求められている。

地域共生社会の実現をめざし、安心して暮らせる地域づくりが必要である。

3 高齢者の生活支援の状況

(1) 高齢者の生きがいづくり

①壮健クラブ（老人クラブ）

壮健クラブの活動を通じ、社会奉仕活動、健康増進、生きがいづくり、仲間づくりなど、高齢者同士の活発な交流が図られています。

活動回数、活動者数とともに、平成 26 年度（2014 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて実績値は増加していますが、平成 28 年度（2016 年度）にかけては減少しています。また、計画値の達成率は、7 割から 9 割弱となっています。

■壮健クラブの活動実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
活動回数 (回)	11,300	9,289	82.2%	12,300	9,699	78.9%	12,400	9,088	73.3%
活動者数 (人)	67,800	49,644	73.3%	57,000	50,954	89.4%	57,500	47,934	83.4%

資料：高齢福祉課

②シルバー人材センター

シルバー人材センターについて、受注件数はほぼ横ばいとなっています。受注件数、就業延人数ともに、平成 28 年度（2016 年度）に計画値を達成しています。

■シルバー人材センターの実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
受注件数 (件)	4,950	4,279	86.4%	4,300	4,240	98.6%	4,350	4,365	100.3%
就業延人数 (人)	46,150	36,440	79.0%	36,600	35,359	97.0%	36,700	38,547	105.3%

資料：高齢福祉課

(2) 介護予防の取り組み

①介護予防事業

身近な地域で健康づくり・介護予防の教室を開催しています。

いきいき教室利用者数は、平成 26 年度（2014 年度）から平成 27 年度（2015 年度）にかけて実績値が増加しており、計画値を達成していますが、介護予防・日常生活支援総合事業に移行したため、平成 28 年度（2018 年度）に減少しており、達成率が 38.1% と低くなっています。

介護予防教室参加者数は、実績値が年々増加しており、計画値を達成しています。

■介護予防事業の実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
いきいき教室 利用者数 (月延人數)	220	245	111.4%	250	254	101.6%	260	99	38.1%
介護予防教室 参加者数 (人)	12,000	12,067	100.5%	12,600	13,741	109.1%	13,500	16,877	125.0%

資料：高齢福祉課

②介護予防サポーター養成講座

介護予防の基礎知識を学び、地域で介護予防事業の支援や活動できる人を養成する講座を開催しています。年々サポーターの人数は増加しており、平成 28 年度（2016 年度）には 62 人となっています。

■介護予防サポーター養成講座の実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護予防サポー ター養成講座 参加者数 (人)	—	34	—	40	45	112.5%	40	62	155.0%

資料：高齢福祉課

(3) 認知症高齢者への取り組み

認知症についての基礎的な知識を学び、認知症本人や家族を見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催しています。年々サポーターの受講者は増加しており、計画値を達成しています。

■認知症サポーターの実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
認知症 サポーター (人)	3,600	3,954	110.0%	4,200	4,515	107.5%	4,500	5,156	114.6%

資料：高齢福祉課

(4) 家族介護者支援の取り組み

家族介護者への支援として、心身のリフレッシュや介護者相互の交流を深める場づくりとして、介護者交流事業を実施しています。

介護者交流事業参加者数は、年々達成率は増加していますが、85.0%にとどまっています。

■介護者交流事業の実績

	平成 26 年度			平成 27 年度			平成 28 年度		
	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率	計画値	実績値	達成率
介護者交流事業 参加者数 (人)	60	24	40.0%	20	15	75.0%	20	17	85.0%

資料：高齢福祉課

● 脳の健康教室【一般介護予防事業】



● 歯科衛生士による健康教育



介護予防サポ
ーター養成講
座にて

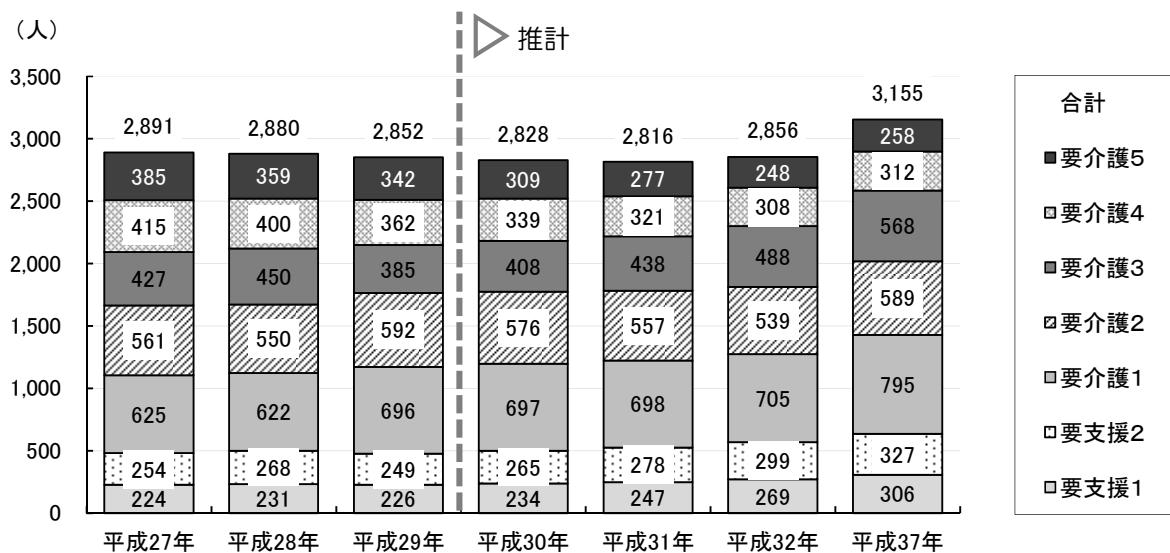
4 高齢者の介護の状況

(1) 要支援・要介護認定者の状況

本市の要支援・要介護認定者数の推移は、ほぼ横ばいです。厚生労働省の見える化システムとともに将来の要支援・要介護認定者数を推計すると、平成31年（2019年）から平成37年（2025年）にかけて増加傾向にあります。

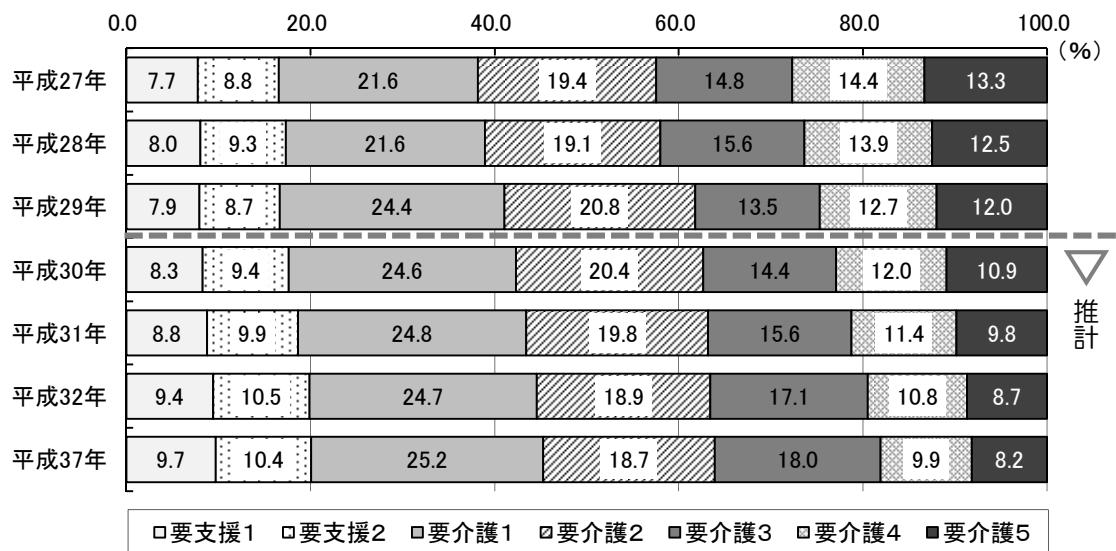
要支援・要介護認定者割合についてみると、要支援1・2、要介護1・2の軽度者が6割程度を占め、微増傾向にあります。平成30年（2018年）以降も同様の傾向が予測されています。

■要支援・要介護認定者数の推移・推計



資料：平成27年～平成29年…介護保険事業状況報告（各年10月1日）
平成30年～平成32年、平成37年…見える化システムより算出

■要支援・要介護認定者割合の推移・推計



資料：平成27年～平成29年…介護保険事業状況報告（各年10月1日）
平成30年～平成32年、平成37年…見える化システムより算出

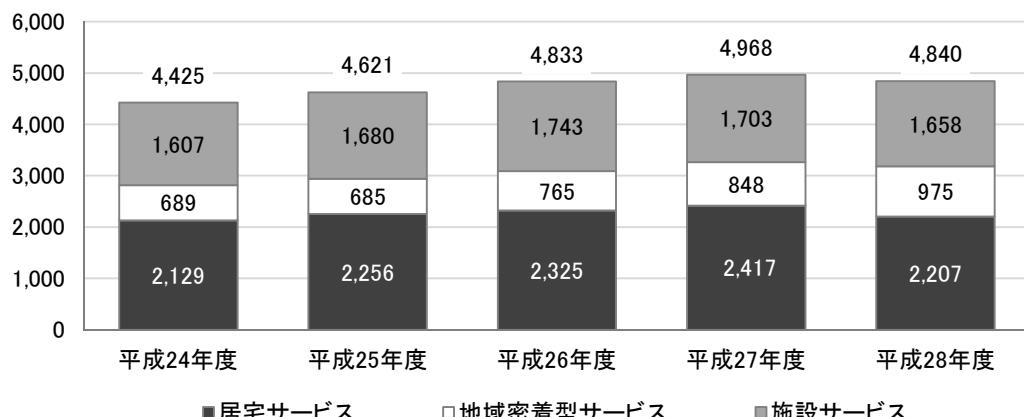
(2) 給付費の推移

本市の介護予防サービス、介護サービスの給付費についてみると、平成24年度（2012年度）から平成27年度（2015年度）にかけて増加していますが、平成28年度（2016年度）では減少に転じています。

総給付費に占める各サービスの割合についてみると、平成26年度（2014年度）から平成28年度（2016年度）にかけて、地域密着型サービスが微増傾向にあります。

■サービス別給付費の推移

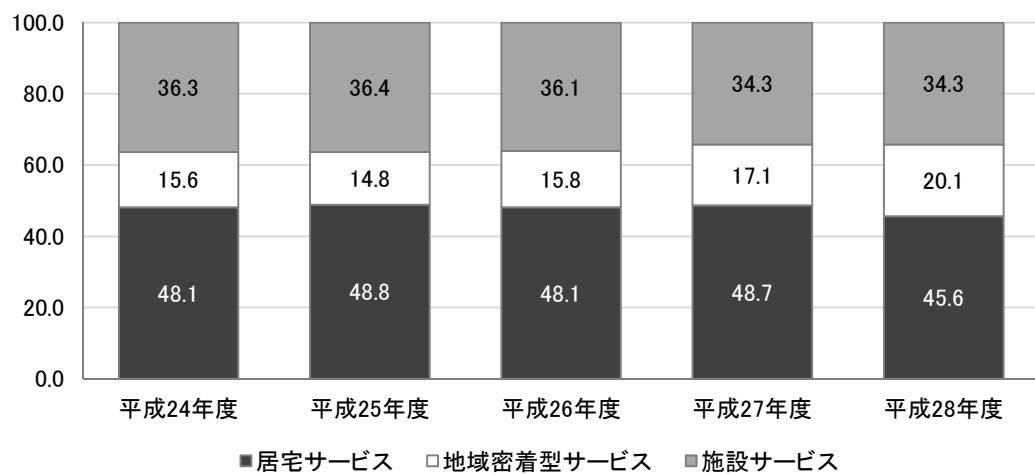
（百万円）



資料：介護保険事業状況報告

■総給付費に占める各サービスの割合の推移

（%）



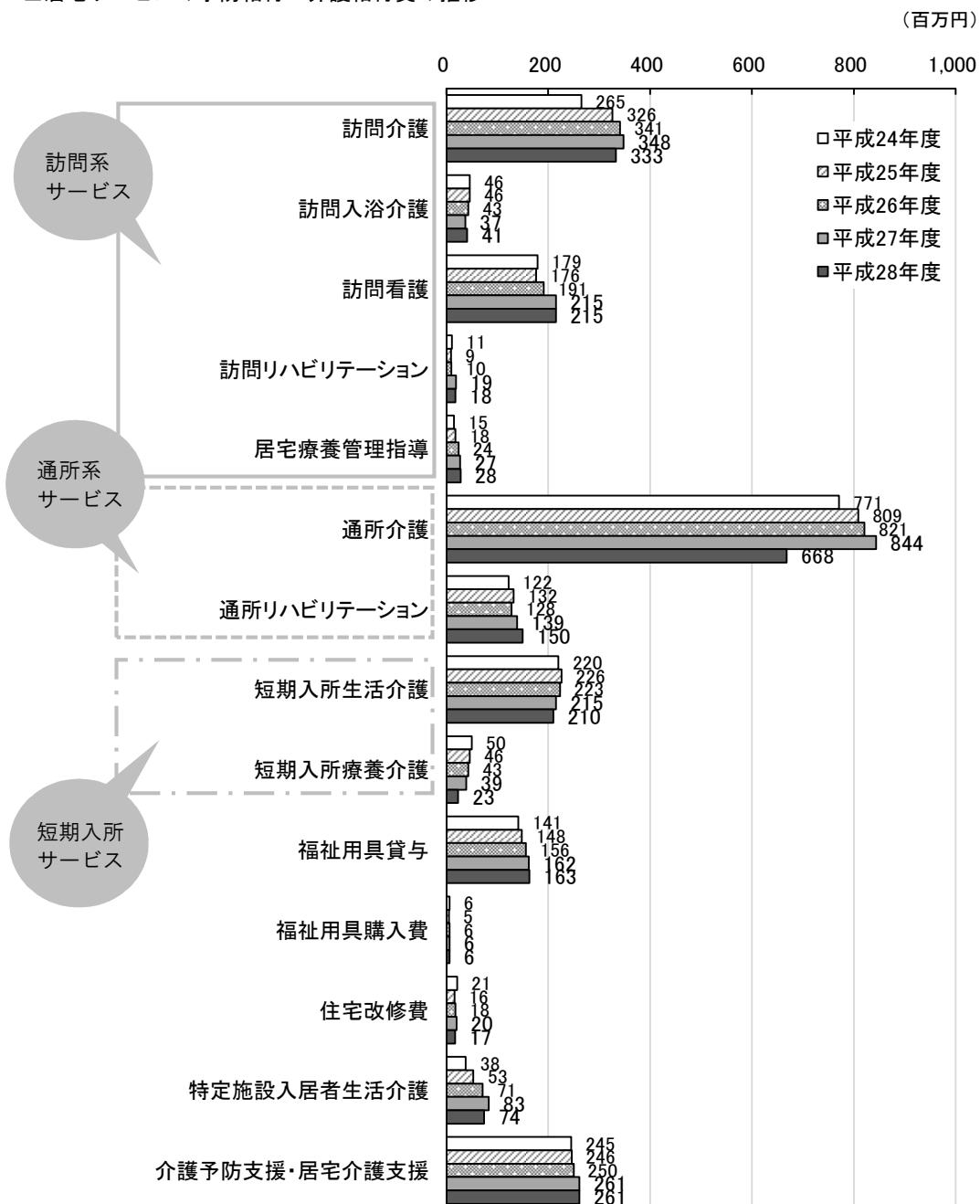
資料：介護保険事業状況報告

(3) サービスの利用状況

①居宅サービスの予防給付・介護給付費の推移

居宅サービスの予防給付・介護給付費では、「通所介護」が最も高くなっていますが、制度改正によって地域密着型通所介護に移行した事業所があるため、平成28年度（2016年度）は減少しています。

■居宅サービスの予防給付・介護給付費の推移

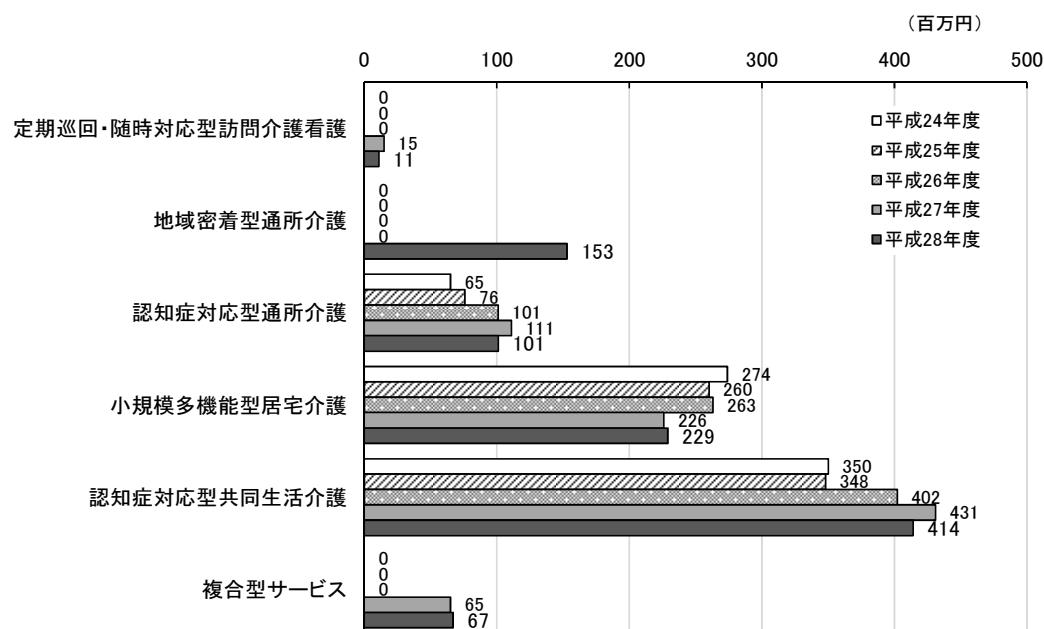


資料：介護保険事業状況報告

②地域密着型サービスの予防給付・介護給付費の推移

地域密着型サービスの予防給付・介護給付費では、「認知症対応型共同生活介護」が最も高くなっています。

■地域密着型サービスの予防給付・介護給付費の推移

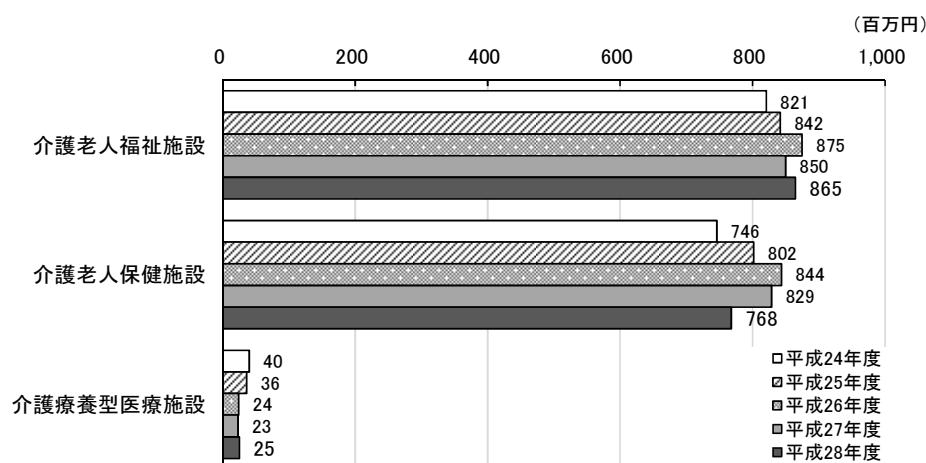


資料：介護保険事業状況報告

③施設サービスの予防給付・介護給付費の推移

施設サービスの予防給付・介護給付費では、「介護老人福祉施設」が最も多くなっています。

■施設サービスの予防給付・介護給付費の推移



資料：介護保険事業状況報告

5 第6期計画の評価と恵那市の課題

課題 1 高齢者の重度化防止と健康づくり

本市は、全国的な動きよりも高齢化の進行が早く、すでに後期高齢者的人数が前期高齢者的人数を上回っており、平成20年（2008年）をピークに人口が減少しています。さらに、平成37年（2025年）には高齢者人口も減少段階に入ることが予測されており、迅速な対応が求められています。

アンケート調査によると、年齢が上がるにつれて、介護・介助を必要とする人が増加しており、加齢による身体の老化が原因で介護が必要な状態になっていることがうかがえます。

本市では、平成28年（2016年）3月より、介護予防・日常生活支援総合事業を開始し、新規サービスの提供がスタートしています。「いきいき健康教室」や「回想法スクール」をはじめとした介護予防事業に取り組んでいますが、認知度が低いため、さらなる周知が必要と考えられます。

また、後期高齢者の割合が高い本市では、「健幸都市えな」として、市全体で健康づくりを推進しており、重症化予防のための介護予防事業や健康づくりに力を入れて取り組むことが大切です。アンケート調査によると、趣味・生きがいの有無と高齢者の健康状態は相関関係があることが考えられるので、趣味や生きがいを持って充実した生活を送ることができるよう、重度化防止のための介護予防事業や健康づくりをより一層推進し、元気高齢者の増加につなげることが重要です。

課題 2 自宅で暮らし続けるための支援

近年、高齢者が住みなれた地域で生活し、地域が主体となって支援が必要な高齢者を支えていく流れが生まれつつあります。

後期高齢者数の増加や要支援から要介護への重度化などにより、医療的ケアが必要な高齢者が増加している現状もあり、住みなれた自宅で暮らし続けるために、医師会・歯科医師会・薬剤師会を中心とした認知症対策や、東濃東部における地域医療の構築の推進など、地域における介護・医療連携が進められています。アンケート調査によると、医療機関と事業所・ケアマネジャーの連携は充実しつつあるので、より一層双方の知識を高める必要があります。

また、医療・介護連携を推進していくために、地域包括支援センターやケアマネジャーなどの多職種の連携やネットワークの強化のためのマネジメントが必要となっています。

また、アンケート調査によると、介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」が最も多くあがっています。本市の認知症への取り組みとして、「認知症の人の家族のつどい」の開催や「認知症サポーター」を設置していますが、認知度はいずれも低くなっています。今後も増加が見込まれる認知症高齢者の支援に向けては、認知症に関する正しい知識と理解を普及し、認知症の人もその家族も安心して暮らし続けられるような支援やサポートの周知が必要です。

課題 3 地域共生社会に向けた取り組み

本市では、高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができる体制づくりをめざし、市内13の地区を3つの「日常生活圏域」に設定し、地域密着型サービスの整備促進を図っています。昨今、高齢者を支援する体制として、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて、「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」が求められています。

アンケート調査によると、一般高齢者の「学習・教養サークル」への参加率が高く、生涯学習や生きがいづくりへのニーズが高まりつつあります。また、よく会う友人・知人との関係性では、

「近所」・同じ地域の人」の割合が高くなっています。近所付き合いが活発であると考えられます。

地域共生社会の実現には、地域ごとに抱える課題を、身近な地域での助け合いによって解決していくことが重要になっています。アンケート調査で自身ができることとして多くあがった「日頃の声かけ・見守り」、「話し相手」など、身近なところからはじめ、地域で困りごとを抱えた高齢者のニーズの吸い上げから課題の解決へ推進していくことが求められています。

課題 4 介護保険サービスの充実

介護保険サービスは、支援が必要な高齢者やその家族を社会全体で支えていく制度としてあります。アンケート調査によると、市内で供給が不足しているサービスとして「通所リハビリテーション」「短期入所生活介護」が多くあがっています。また、今後需要が見込まれるサービスとして、「訪問看護」「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」が多くあがっています。特に、「訪問看護」は給付月額が年々増加していることから、今後もニーズが高まることが見込まれます。一方、サービスの利用状況をみると、居宅サービスでは「通所介護」、地域密着型サービスでは「認知症対応型共同生活介護」の利用状況が多くなっています。利用者のニーズを把握し、適切なサービスの提供に努めていくことが求められています。

◆◆第3章 計画の基本的な考え方◆◆

1 基本理念

本市では、「安心と生きがいのある高齢者福祉の充実」を基本理念に、介護保険制度の円滑な運営と市民が協働し、地域における支え合い活動を推進することにより、生活支援や介護が必要になつても、住みなれた地域で安心して暮らせる高齢者福祉のまちづくりに取り組んできました。

今後も高齢化が進展していくことを見据え、本計画においても、引き続きこの基本理念のもと、市民、事業所、行政それぞれが主体となって身近な地域で高齢者の生活を支え、きめ細かな支援を図っていくことで、高齢者福祉施策のさらなる推進をめざします。

安心と生きがいのある高齢者福祉の充実



2 基本目標

本計画の策定に際し、基本理念を根底として、4つの基本目標を掲げます。

基本目標Ⅰ 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

高齢者の持つ知恵と経験を生かすため、シルバー人材センターを充実させ、就業機会を拡充します。また、ふれあいサロン、壮健（老人）クラブ活動などを通じた地域間・世代間交流・ボランティア活動など、地域でのふれあいの場を通じて高齢者の社会参加を促進します。

基本目標Ⅱ 高齢者がいつまでも元気に暮らす

高齢者自身の加齢による心身の変化や健康の大切さへの認識を深めるとともに、生活習慣病予防、介護予防、さらには食生活習慣や運動不足が起因する病気や寝たきりとなることなどへの予防事業などを推進します。

基本目標Ⅲ 住みなれた地域で安心して暮らす

住みなれた地域で、健康で自立した生活を送ることができるよう、地域の支え合いの仕組みを構築・充実し、高齢者の日常生活への支援を促進します。特に、認知症予防対策を充実します。また、医療的なケアを必要とする高齢者に適切なサービスが提供できるよう、医療との連携を強化します。

基本目標Ⅳ 介護を受けながら安心して暮らす

要介護状態に応じた必要なサービスが受けられ、地域で安心して住み続けられるよう、地域密着型のサービスの提供体制を充実します。また、要介護状態に応じた居宅サービス、施設サービスの提供を支援するとともに、介護家族への支援の充実を図ります。

3 施策体系

基本理念	基本目標	基本施策
安心と生きがいのある高齢者福祉の充実	I 高齢者が生きがいを持つて生き生きと暮らす	1 高齢者の多様な生きがい活動への支援 2 社会参加と交流による生きがいづくりの支援
	II 高齢者がいつまでも元気に暮らす	1 健康づくりの推進 2 介護予防の推進
	III 住みなれた地域で安心して暮らす	1 住みなれた日常生活への支援 2 安心・安全な生活環境の整備 3 認知症高齢者への支援 4 高齢者の権利擁護 5 地域包括ケアシステムの深化 6 医療との連携
	IV 介護を受けながら安心して暮らす	1 居宅サービスの推進 2 地域密着型サービスの推進 3 施設サービスの推進 4 介護給付の適正化 5 介護サービスの質の確保・向上 6 介護者支援

◆◆第4章 施策の取り組み◆◆

基本目標Ⅰ 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

▶ 1. 高齢者の多様な生きがい活動への支援 ▶

高齢者の生きがいづくりの一環として、主体的な学習活動やスポーツ・レクリエーション等、地域活動などを通じた生涯学習活動を推進しています。地域活動などの生涯学習活動は、地域への貢献だけでなく、介護予防にも効果があると期待されています。知識や経験を持った元気な高齢者自身が社会における役割を見い出し、若い世代から高齢者までさまざまな世代と交流を持ちながら、生きがいを持って地域社会に参加できる機会の提供に努めます。

No.	事業	事業内容					
1	生涯学習の推進						
	①恵那三学塾	広く学ぶ機会と、さまざまな学習機会について、情報を発信し、新規受講生の確保を進めます。					
2	②地域社会への参加やボランティア活動への参加		学んだことを生かすため、地域社会への参加やボランティア活動などへの参加を促進し、その活動から生まれた新たな課題を学習する機会の提供など、高齢者がいつまでも生き生きと元気に活躍できるよう支援します。				
	2 壮健（老人）クラブ活動の支援						
	恵那市壮健クラブ連合会	壮健クラブでは、高齢者の生きがいづくりと健康づくり、仲間づくりを3つの柱とし、相互に支え合いながら積極的に社会参加に取り組んでいます。会員同士の連携を図り、地域のボランティア活動を推進するなど、高齢者がいつまでも生きがいを持ち、心身ともに健康でいられるよう、壮健クラブの各事業の活動を支援します。					
		■実施目標					
				平成30年度	平成31年度	平成32年度	
		活動回数（回）	9,200		9,300	9,400	
		活動者数（人）	48,000		49,000	50,000	

▶ 2. 社会参加と交流による生きがいづくりの支援 ▶

「働くこと」は、生きがいを得る手段の1つです。長年にわたって培われてきた高齢者の知識、技能及び経験を活かすことのできる就労の場を確保し、高齢者の生きがいにつなげていくことが大切です。高齢者が就業を通じて社会貢献ができるよう、身体的状況に配慮した雇用機会の提供、シルバー人材センターやハローワークとの連携を推進します。

No.	事業	事業内容			
1	シルバー人材センターへの活動支援				
	研修事業や就業機会の確保	会員の資質・知識・技能の向上を図る研修事業を実施し、本人の希望や意欲、体力に合わせた就業機会の確保に向け、シルバー人材センターの活動を支援します。また、広報誌の発行などを通じ、未就業者への普及啓発の活動に努めます。			
		■実施目標	平成30年度	平成31年度	平成32年度
		受注件数（件）	4,400	4,500	4,600
		就業延人数（人）	39,000	40,000	41,000
2	学校教育における地域講師の活用				
	特色ある学校づくり事業	知識や技術を持った地域の高齢者が講師となり、郷土の歴史や食文化、歌舞伎・太鼓・笛などの伝統芸能について子どもたちに指導します。			
3	まちづくり活動への参画と連携	社会福祉協議会地区支部や地域自治区運営委員会を中心に、参加機会の充実や知識、技術を生かし、高齢者が主体となって活躍できる場づくりを進めています。 また、各種まちづくり団体等と情報共有及び連携を図り、課題を共有しながら地域の高齢者を地域で支える、より効果的な取り組みを促進します。			
4	高齢者の働く場の確保	生涯現役をめざし、高齢者が働き続けられる環境を整備するため、市内事業所やハローワーク、シルバー人材センターなどの関係機関と連携し、高齢者の生きがいの場づくりなどをコーディネートするシニアワークステーションを設置します。			

基本目標II 高齢者がいつまでも元気に暮らす

▶ 1. 健康づくりの推進 ▶

高齢者の健康づくりにおいては、高齢期以前からの疾病の早期発見・早期治療や、健康づくりに関する知識と意識を高め、日頃から健康づくりへの目標を持った生活に取り組むことが重要です。

自分自身で健康状態を把握することができるよう、各種健（検）診や保健指導を実施します。健康教育や健康相談など、個々の状態に合った健康づくりの支援や各ライフステージにおいて一貫的な支援ができる体制を整備し、健康づくりの活動を促進します。

No.	事業	事業内容				
1	ライフステージに応じた健康づくり	高血圧・糖尿病などの高齢者の身体機能の状況に対する保健指導や、40～64歳、65～74歳、75歳以上などの年齢構成に応じた健康づくり指導を強化し、市民の健康づくりを推進します。 また、関係機関で正しい情報を提供し、市民の健康に対する意識を啓発します。				
2	健康診査	特定健康診査、若い人健診、75歳到達者健診、すこやか健診・さわやか口腔健診及び各種がん検診、結核検診、歯周疾患検診などを実施し、自身の健康状態の確認を支援します。特定健康診査による結果から、保健指導を実施し、生活習慣病予防など、健診結果の改善・重症化の予防に努めます。また、生活習慣病による要介護状態への予防にもつなげます。				
3	健康教育	<table border="1"><tr><td>①地域実態の把握</td><td>既存の統計情報や各地域の集いの場・サロン等における介護保険新規申請者疾患状況の調査結果の分析により、地域の実態を把握し、地域の特徴を踏まえた健康教育を展開します。</td></tr><tr><td>②知識の普及啓発</td><td>脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病・歯科疾患などの生活習慣病予防のため、自身の生活を振り返り改善へつなげていけるよう、知識の普及啓発を行います。また、地域での健康づくり活動も支援します。</td></tr></table>	①地域実態の把握	既存の統計情報や各地域の集いの場・サロン等における介護保険新規申請者疾患状況の調査結果の分析により、地域の実態を把握し、地域の特徴を踏まえた健康教育を展開します。	②知識の普及啓発	脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病・歯科疾患などの生活習慣病予防のため、自身の生活を振り返り改善へつなげていけるよう、知識の普及啓発を行います。また、地域での健康づくり活動も支援します。
①地域実態の把握	既存の統計情報や各地域の集いの場・サロン等における介護保険新規申請者疾患状況の調査結果の分析により、地域の実態を把握し、地域の特徴を踏まえた健康教育を展開します。					
②知識の普及啓発	脳血管疾患・糖尿病・慢性腎臓病・歯科疾患などの生活習慣病予防のため、自身の生活を振り返り改善へつなげていけるよう、知識の普及啓発を行います。また、地域での健康づくり活動も支援します。					
4	健康相談	<table border="1"><tr><td>相談支援の実施</td><td>市民が自身の健康状態を理解し、問題解決へと行動することで健康づくりに取り組めるよう、個別の相談・支援ができる体制の確保に努めます。</td></tr></table>	相談支援の実施	市民が自身の健康状態を理解し、問題解決へと行動することで健康づくりに取り組めるよう、個別の相談・支援ができる体制の確保に努めます。		
相談支援の実施	市民が自身の健康状態を理解し、問題解決へと行動することで健康づくりに取り組めるよう、個別の相談・支援ができる体制の確保に努めます。					

No.	事業	事業内容
5	訪問保健指導	生活基盤が同じである本人及び家族を含めた支援を行い、訪問することにより、世帯に対し必要な保健指導の実施、健康の保持増進に努めます。
6	高齢者の健康づくり支援 支援体制の構築	各地域において、高齢者を対象にした健康づくり教室を開催できるよう、指導員の派遣などの支援体制の構築を進めます。

▶ 2. 介護予防の推進 ▶

要介護状態になることをできる限り予防し、住み慣れた家庭や地域で心身ともに健やかに高齢期を過ごせるよう、高齢者自身が「楽しみ」「つながり」「役割」を大切にして、自ら継続的に介護予防へ取り組む支援を行います。

No.	事業	事業内容
1	サロン・集いの場の介護予防（健康教室・健康相談）	
	①地域のサロン活動の支援 ②講師の派遣	<p>地域住民の誰もが気軽に参加できる、地域のサロン活動を支援します。 閉じこもりがちな高齢者や障がい者が、寝たきりや認知症にならないように予防をしたり、情報交換や生きがい活動を高めていく交流の場として活用します。</p> <p>健康づくりに取り組んでいるふれあいサロンに、看護師・保健師・歯科衛生士・健康運動指導士・音楽療法士などの講師を派遣します。看護師や保健師による健康相談や口腔機能改善指導、簡単な運動、音楽療法、健康指導を通して介護予防への取り組みを支援します。</p>
2	壮健クラブの介護予防（健康教室・健康相談）	活動の一環として健康づくりに取り組んでいる壮健クラブに、看護師・保健師・歯科衛生士・健康運動指導士・音楽療法士などの講師を派遣します。看護師や保健師による健康相談や口腔機能改善指導、簡単な運動、音楽療法、健康指導を通して介護予防への取り組みを支援します。
3	健康体操・転倒予防教室の開催	<p>身近な地域で健康づくり・介護予防に取り組めるように、参加しやすい介護予防教室を開催します。元気な高齢者から体力の低下や物忘れが気になる高齢者などを対象に、閉じこもり予防や認知症予防教室、水中運動教室、転倒骨折予防教室、健康体操教室を開催します。</p> <p>また、介護者となる若い層（前期高齢者）に対しても周知し、参加を促します。</p>

No.	事業	事業内容								
4	介護予防についての普及啓発	介護予防についての普及啓発を推進し、介護予防への関心を高めます。軽度の物忘れや認知症が疑われた段階で、適切な医療や認知症の進行遅延につながるよう、早期相談・早期受診についての普及啓発を図ります。								
5	健幸ポイント事業	本市の健康づくり事業の「エーナ健幸ポイント事業」を活用した生活習慣や健康状態の管理に加え、介護予防事業につながる地域行事やボランティア活動を取り入れ、事業の充実を図ります。								
6	介護予防センター事業									
	①介護予防センター養成講座	<p>介護予防の基礎知識を学び、介護予防事業の手伝いや、自ら地域で介護予防活動を行う人を養成します。(名称:はつらつセンター養成講座)</p> <p>■実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>平成30年度</th> <th>平成31年度</th> <th>平成32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>介護予防センター養成講座(人)</td> <td>40</td> <td>40</td> <td>40</td> </tr> </tbody> </table>		平成30年度	平成31年度	平成32年度	介護予防センター養成講座(人)	40	40	40
	平成30年度	平成31年度	平成32年度							
介護予防センター養成講座(人)	40	40	40							
	②介護予防活動支援	<p>介護予防センターによる集いの場の立ち上げ相談や介護予防講師の派遣と定期的な勉強会・連絡会を行います。</p> <p>また、理学療法士による研修会を開催し、介護予防センターのリーダー養成の実施に努めます。</p>								

● 男塾による料理教室



● 健康体操・転倒予防教室



介護予防センターの集い
の場にて

基本目標III 住みなれた地域で安心して暮らす

▶ 1. 住みなれた日常生活への支援 ▶

高齢者が住みなれた地域、住居で生活を続けていくためには、高齢者の個々の生活状況に応じたきめ細かい支援を推進することが必要です。

一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、生活支援を必要とする軽度の高齢者に対し、地域のボランティアやNPO法人、民間事業所などによる多様な生活支援サービスを提供するため、平成28年（2016年）3月から「介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）」を開始し、高齢者の要介護状態の予防や重度化防止に取り組み、より一層推進していきます。

No.	事業	事業内容
1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進	
	①訪問型サービス	ホームヘルパーが居宅を訪問し、利用者の状態や希望に合わせ、身体介護や生活援助、通所型サービスの送迎や通院などの際の移動支援を実施します。また、体力の改善や日常生活動作などの改善のための支援が必要な人に対しては、保健師などが短期的な指導を行います。 掃除や買い物、洗濯、ゴミ出し等の生活援助については、地域住民やボランティアと協力し、支援します。
	②通所型サービス	通所介護施設で、日常生活上の支援や生活行為向上のための支援を行います。 地域住民やボランティアが主体となり、レクリエーションや運動など、自主的な通いの場の提供を支援します。また、生活機能を改善するための運動機能の向上や栄養改善などが必要な人に対し、保健・医療の専門職による短期的な指導を行います。
	③生活支援サービス	見守りや栄養改善を目的とした配食サービスを行います。訪問型サービス・通所型サービスと連携し、地域の実情に合わせた生活支援サービスを進めます。
	④移動支援サービス	地域住民やボランティアが主体となり、自力では移動・外出が困難な人を支援し、通院や買い物、社会参加の機会の創出につながるよう、移動支援サービスの導入に向け、検討します。

No.	事業	事業内容		
1	介護予防・日常生活支援総合事業の推進			
	⑤介護予防ケアマネジメント	要支援1・2の認定を受けた人が、自宅で介護予防のためのサービスを適切に利用できるよう、利用者の状態や希望に合わせ、ケアプランの作成やサービス事業所との連絡・調整を行います。		
	⑥一般介護予防事業	すべての第1号被保険者（65歳以上の高齢者）を対象に、高齢者の生活機能全般の改善をめざし、転倒予防に向けた筋力訓練や地域住民同士の交流を促すサロンの開設、生きがいづくりを目的としたサークル活動などを実施します。		
	■実施目標			
		平成30年度	平成31年度	平成32年度
	一般介護予防事業参加者数（人）	18,000	18,000	18,000
2	介護予防対象者把握			
	①チェックリスト活用把握事業	高齢者が集まる場所で、基本チェックリストの啓発を行い、活用を促進します。		
	②MCI対象者把握事業	スクリーニングテストを実施し、認知症の前段階といわれる軽度認知障害（MCI）の人を把握することで、認知症の早期発見、早期予防・改善につなげます。		
3	寝具消毒乾燥サービス事業	身体的な理由などで自分では布団など寝具を干すのが困難な高齢者や障がい者を対象に、消毒乾燥車で自宅に訪問し、消毒乾燥などのサービスを行います。		
4	訪問理美容サービス事業	一般的な理容・美容サービスを利用することが困難な高齢者を対象に、訪問理容・美容サービスを提供します。		
5	高齢者短期入所事業	65歳以上の高齢者で養護者に緊急の必要が生じ、日常生活において見守りの必要な人に対して、養護老人ホーム恵光園で一時的に宿泊できる援助を行います。		

No.	事業	事業内容
6	家族介護者支援	
	①介護用品の購入助成事業	要介護4・5または要介護3で一定の条件を満たした在宅高齢者を介護する家族で市民税非課税の世帯などに対し、紙おむつや尿とりおむつなどの介護用品の購入助成をします。民生委員やケアマネジャー（介護支援専門員）などを通して、事業の周知を図り、利用を促進します。
	②介護者交流事業	高齢者を介護している介護者を対象に、介護から一時的に解放され、心身のリフレッシュを図るとともに介護者相互の交流を深める場づくりとして、介護者交流事業を実施します。介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として、ケアマネジャーなどを通して事業の周知を図り、多くの介護者が参加しやすい体制を充実します。今後は、利用の促進を図るため、事業内容や利用後の効果などを周知します。
	③介護者教室	在宅介護を支援することを目的に、自宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法の基礎知識を学ぶ介護者教室を開催します。今後は、介護者となる若い層に対しても周知し、参加を促します。

▶ 2. 安心・安全な生活環境の整備 ▶

高齢者がその人らしく暮らしていくために、加齢にともなう身体機能などの低下に配慮したバリアフリー住宅への改修支援や高齢者の外出を支援するなど、高齢者のニーズや状態に応じた生活環境の整備に努めます。

また、高齢者の安心・安全を確保するため、防災に関する啓発活動や災害時の体制整備など、地域住民と連携を図りながら、安心して生活できる体制づくりを行います。

No.	事業	事業内容
1	高齢者いきいき住宅改善助成事業	介護が必要な高齢者の日常生活の支援や家族の負担軽減を図るため、高齢者向け住宅改修に対する助成を行います。
2	有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅	高齢者が有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の情報を取得し、利用することができるよう、情報提供を行います。
3	ケアハウス	自炊ができない程度の身体機能の低下があるか、高齢のため独立して生活するには不安があり、家族による援助を受けることが困難な60歳以上の人人が施設で自立した生活ができるよう支援します。
4	外出支援	一部の地域では地域内移送サービスを行っています。その他の地域でも、公共交通空白地有償運送や総合事業などの制度を活用し、地域の実情に応じた手段が実現できるよう、行政と地域が共に考え、NPO法人や地域内団体と協力しながら高齢者の外出を支援する活動を促進します。
5	福祉有償運送事業	おおむね65歳以上の高齢者で、移動に車いす・ストレッチャーなどが必要な高齢者や一人で公共交通機関を利用できない高齢者に対して、移送用車両により利用者宅と福祉施設・医療機関などへの送迎を行います。
6	買い物弱者への対策	買い物するための移動手段がない高齢者や、生活必需品の購入が困難になりつつある地域において、移動販売や買い物送迎など、買い物弱者に向けた取り組みを検討します。
7	高齢者への見守り活動	
	安心お守りキット設置事業	高齢者などの安心や安全を確保するため、かかりつけ医師や服薬内容などの医療情報、緊急連絡先を入れた容器「安心お守り（救急医療情報）キット」を冷蔵庫に保管してもらうことで、消防署や地域の民生委員、福祉委員などと連携を図り、緊急時の医療に活用する事業を行います。

No.	事業	事業内容
8	緊急通報システムの設置事業	一人暮らしや虚弱な高齢者を対象に緊急通報端末機を設置して、急病や災害などの緊急時に迅速に対処し、日常生活の安全確認と不安解消を図ります。今後は、日々見守りが必要な方を対象に、人の動きを感じるリズムセンサーの設置も併用し、安否確認に役立てていきます。
9	災害弱者・災害時要配慮者対策	
	①「避難行動要支援者名簿」の作成	災害時に自力で避難することが困難な高齢の要配慮者について、各種団体などの協力を得ながら「避難行動要支援者名簿」を作成し、災害の発生及び災害のおそれがある場合に、高齢者の安否確認及び避難誘導などを行います。
	②意識啓発	一部の地域では、すでに「安心カード」「防災マップ」などを作成する取り組みが始まっています。まちづくり推進組織などが中心となり調査、管理を行っています。地区の防災リーダーや社会福祉協議会とともに、普段から高齢者への声かけや見守りなどの日常的なコミュニケーションによる身体的、環境変化などの把握、市民の防災及び災害弱者に対する意識啓発を行います。
	③地域防災の運営	地区的防災リーダーや社会福祉協議会、関係機関と連携し、災害における安否確認方法、避難誘導経路、福祉避難所の運営などについて検討します。 今後は、要支援者の見守り避難行動のモデル地区の構築や市全域への取り組みが拡大するよう、地域支援を行います。また、福祉避難所において災害時に配慮を要する要支援者へのよりよい対応が可能となるよう、整備を促進します。

● 平成 27 年度恵那市高齢者見守り活動調印式



介護者教室にて

● 歯科衛生士による健康教育



▶ 3. 認知症高齢者への支援 ▶

高齢者の増加にともない、認知症高齢者のさらなる増加が見込まれています。

認知症高齢者は社会全体で支援する必要があり、本人だけでなく家族などへの支援も重要な要素となっています。認知症についての正しい知識と理解の普及を図り、認知症になっても安心して暮らし続けられるよう支援します。

No.	事業	事業内容							
1	「認知症の人の家族のつどい」開催	認知症の人を介護している家族を支える場として「認知症の人の家族のつどい」を開催します。介護相談、情報交換、勉強会を行うことで、家族の身体的・精神的負担の軽減と回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。 今後は、内容の充実と事業の周知を行い、参加を促します。							
2	人材の育成	<p>①認知症サポーターの養成</p> <p>早期発見の必要性、認知症への支援方法等を学び、認知症本人や家族を温かい目で見守る「認知症サポーター」を養成する講座を開催します。市内の企業や高齢者に接することの多い商店、小中高生などの若い世代へも呼びかけを行います。</p>							
	②認知症ケア人材の育成	<p>認知症サポーター養成講座の受講者が、さらに認知症への理解を深めるようフォローアップ研修を開催します。また、安心声かけ訓練（徘徊模擬訓練）の人材育成を行い、地域の見守りなどのサポーター活動の充実に向け、支援します。</p> <p>また、福祉、医療、介護等の関係者がキャラバンメイト（講師）となり、サポーターの養成に努めます。</p> <p>■実施目標</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>平成30年度</th><th>平成31年度</th><th>平成32年度</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>認知症サポーター（人）</td><td>6,200</td><td>6,700</td><td>7,200</td></tr> </tbody> </table>		平成30年度	平成31年度	平成32年度	認知症サポーター（人）	6,200	6,700
	平成30年度	平成31年度	平成32年度						
認知症サポーター（人）	6,200	6,700	7,200						
3	認知症予防	高齢者が認知症への関心を高め、知識をもち、認知症に備えることができるよう、認知症予防の取り組みを推進します。							
4	認知症の早期発見	基本チェックリストの活用や軽度認知障害(MCI)対象者把握事業などを活用し、認知症の早期発見につなげます。その後は、日常生活上の指導や助言を行い、適切な予防事業への参加を推進します。							

No.	事業	事業内容
5	若年性認知症対策	
	①若年性認知症の啓発	パンフレットなどの広報物を活用し、市民に対する若年性認知症についての知識の普及を実施します。また、認知症地域支援推進員と認知症疾患医療センターが連携し、相談に対する支援を行います。
6	徘徊高齢者位置探索端末機の貸付	徘徊のおそれのある高齢者などに対し位置探索端末機を貸出し、非常に早期発見し、保護できる環境を提供します。 今後は、ケアマネジャーをはじめ、民生委員などに事業の周知を図り、利用促進を図ります。
7	認知症カフェ	認知症の人や家族が不安や悩み事の相談ができたり、介護情報を得るなどの効果がある認知症カフェ（名称：ささゆりカフェ）を開催します。医療・福祉関係者や、他のカフェ事業と連携し開催を進めています。 また、本人や介護をする家族を中心に、関係者や市民が気軽に参加できる内容を周知し、参加を促します。
8	回想法事業	介護予防・認知症予防に効果がある回想法の手法を学ぶ機会を提供し、習得した手法をおしゃべりパートナー事業などで活用します。
9	認知症支援多職種連携事業	多職種連携事業として医療・福祉関係者等、さまざまな関係機関に参加を呼びかけ、認知症に関する事例検討会や研修会等を開催します。参加者がコミュニケーションをとることで、さまざまなサービスの連携強化を図ります。
10	認知症ケアパスの活用	認知症の人の状態に応じた適切なサービス提供の流れを示し、具体的な医療機関やケア内容などを記載した冊子を認知症の人や家族へ提示します。 今後は、利用の促進に向け、周知方法を検討します。

No.	事業	事業内容
11	認知症初期集中支援チームの推進	医療・保健・福祉の複数の専門職が、家族などの訴えにより認知症が疑われる人や認知症本人または家族を訪問し、初期支援をおおむね6ヶ月間集中的に行い、チーム体制で自立生活のサポートを行います。
12	認知症地域支援推進員事業の充実	認知症の人と医療機関・介護サービス・地域の支援機関をつなぐコーディネーターとして役割を担う認知症地域支援推進員により、認知症本人と家族が参加できる事業を開催します。今後は、認知症初期集中支援チームと連携し、認知症地域支援推進員事業のさらなる充実を図ります。

認知症カフェ『ささゆりカフェ』



ささゆりカフェでは、図書館で司書による読み聞かせやフラワーアレンジメントなどさまざまな活動を実施しています。

介護に関する相談も実施しています。



▶ 4. 高齢者の権利擁護 ▶

高齢者の権利を守るために、関係機関と連携し、専門的な相談対応、成年後見制度などへの利用につなげます。

No.	事業	事業内容
1	成年後見制度の利用促進	<p>認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない人が成年後見制度を利用できるよう、関係機関と連携を取りながら後見制度の周知を図り、申立への支援を行います。</p> <p>成年後見制度の申立にあたり、経済的な理由で申立できないことがないよう、申立に要する費用や後見人などへの報酬を助成する事業を実施します。</p> <p>また、申立人がおらず、制度利用の必要性があると認められる場合は市長申立を行うなど、適切な制度利用につなげます。</p>
2	日常生活自立支援事業	成年後見制度の利用とならないまでも、社会福祉協議会が実施する事業の利用で自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携し、本人の状態に応じて日常生活自立支援事業の利用につなげます。
3	介護相談員派遣事業	市内の介護保険施設等へ介護相談員を派遣し、施設入所者の声を聞き、疑問や不満、不安の解消を図るとともに、よりよい介護保険サービスのあり方を事業所へ提言します。
4	養護老人ホーム入所措置	65歳以上の高齢者で、環境上の理由及び経済的理由により居宅において養護を受けることが困難な人を養護老人ホームにおいて入所措置します。入所者が自立した生活を営むことができるよう支援し、社会復帰を促進する助言・指導に努めます。

No.	事業	事業内容
5	高齢者虐待防止ネットワーク	
	①ネットワークの強化	市や地域包括支援センターが中心となり、民生委員や自治会をはじめとした地域で活動する人や組織、事業所、かかりつけ医、警察署などのネットワークを強化し、高齢者虐待の早期発見、迅速かつ適切な支援につなげます。また、気軽に相談できる窓口を周知啓発し、ちょっとした変化の早期発見から早期対応につなげます。
	②「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」の活用	「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」を活用し、高齢者の安全確保を第一に、迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な処置を行います。そのため、関係機関の間で方向性や意識を共有するとともに、関係機関などに対する説明会を隨時開催します。
	③相談支援の実施	「恵那市高齢者虐待防止マニュアル」に基づき、虐待を受けた高齢者が気軽に相談できる窓口や支援体制を整備します。今後は、事業所などの関係団体を通じて周知を図ります。

▶ 5. 地域包括ケアシステムの深化 ▶

高齢者が介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域や自宅で自分らしい暮らしを続けられるよう、「医療」「介護」「予防」「住まい」「生活支援」が一体的に提供される地域包括ケアシステムの推進が重要となっています。第6期計画より、地域包括ケアシステムの構築に取り組んできましたが、本計画では、さらなる深化をめざし取り組んでいくことが求められています。

地域包括ケアシステムの中心となる地域包括支援センターの運営強化や地域、事業者、行政等の関係機関と連携、地域ケア会議での課題の抽出、身近な地域住民による声かけや見守りなど横断的に推進し、体制の充実に努めます。

No.	事業	事業内容
1	地域包括支援センターの運営及び評価	地域包括支援センターにおいて、社会福祉士・保健師・主任ケアマネジャーの3職種の専門性を生かして運営に取り組み、今後の運営にあたっての人材の確保などを検討し、さらなる運営の充実を図ります。 また、質の向上のため、運営協議会を定期的に開催し、協議を踏まえて、地域包括支援センターの点検と評価を実施します。今後は、恵南地域包括支援センターの設置について、検討します。
2	地域ケア会議	①地域ケア個別会議の開催 地域個別ケア会議で個別ケースについて多職種が多方面から検討を行うことにより、個別ケースの課題解決を支援します。対象となるケースを担当している専門職に対し、地域ケア個別会議の目的や必要性などを周知していきます。 また、会議で検討を行うことで、多職種の連携強化や専門職の資質向上を図ります。 (構成員：市職員、地域包括支援センター職員、ケアマネジャー、介護サービス事業者、保健医療関係者、民生委員、住民、本人、家族等)
	②地域自治区ケア推進会議の開催	地域ケア個別会議で出された地域課題をもとに、関係機関・住民により解決策を話し合います。個別ケースの積み重ねから発見される地域課題について、整理・検討を行い、安心して生活が送れる地域づくりに活かします。また、生活支援体制整備事業の第2層協議体としても位置づけて13地区で定期開催します。 (構成員：市職員、地域包括支援センター職員、医師、歯科医師、薬剤師、医療・福祉関係者、弁護士、民生委員、自治会長、地域代表者、まちづくり活動関係者、ボランティア等)

No.	事業	事業内容
2	地域ケア会議 ③市地域ケア推進会議	地域自治区ケア推進会議で出された課題をもとに、政策形成に向けた検討を行います。また、課題や課題に対する取り組み内容については、随時モニタリングによる、評価・検証を行い、さらなる改善に向けて取り組みを進めます。 (構成員：医師、歯科医師、薬剤師、医療・福祉関係者、学識経験者、ケアマネジャー、民生委員、ボランティア、被保険者等)
3	相談支援体制の構築（福祉総合相談窓口）	困りごとを抱えた人が相談機関を気軽に利用し、適切な相談支援が得られるように、それぞれの関係相談機関と連携して福祉総合相談窓口機能を強化します。地域包括支援センターを中心に相談機関のネットワークを構築し、どの機関に相談しても、必要に応じて専門的な支援につながるよう連携を図ります。 地域包括支援センターの認知度が高まらない現状から、高齢者をはじめとして福祉総合相談窓口が広く周知されるよう、引き続き関係機関への啓発を行い、地域で支援を要する高齢者の情報が適切に共有される体制構築に努めます。
4	生活支援の充実 ①生活支援コーディネーターの推進	地域において、生活支援の担い手の養成やサービスの開発、地域の現状把握を行います。 また、関係者のネットワーク化、ニーズとサービスのマッチングなどを行い、地域に不足する生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築します。
4	②第1層・第2層協議体の設置	生活支援コーディネーターと生活支援・介護予防サービスの提供主体などが参画し、情報共有及び連携強化の場として中核となる第1層協議体を開催します。また、下部組織として各地域で開催する地域自治区ケア推進会議を第2層協議体として位置づけ、第1層と第2層の連携を図るとともに、地域包括支援センター運営協議会等とも連携を図ります。

No.	事業	事業内容
5	地域の見守りネットワーク	
	①高齢者見守り活動 協定事業	<p>一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯、日中独居の高齢者が増加し、地域との関わりが少なく社会的にも孤立しがちな高齢者を、身近な地域で見守り支え合う仕組みづくりを行います。事業所への啓発を定期的に実施し、見守り活動を進めます。</p> <p>今後は、新たに地域の関係機関との締結事業を検討します。</p>
	②多職種連携強化	多職種連携を強化するための事業及び地域ケア会議等を重ねることで地域関係者とのネットワークを構築し、高齢者が安心して暮らすことができる地域づくりへの支援を推進します。

▶ 各地区的課題と取り組み

本市は13の地区で構成され、高齢化率や生活環境などさまざまとなっており、それぞれ地区における課題があります。平成28年度（2016年度）実施の地区懇談会や平成29年度（2017年度）実施の地域ケア推進会議の内容をもとに各地区における課題と今後の取り組みについてまとめていきます。

大井地区

大井地区は、市の中心市街地にあり、市内で最も人口が多く、高齢化率も他地区に比べ低い状況です。一方で、人と人とのつながりが希薄になりつつあるため、サロン等の集いの場についての住民への啓発を進め、気軽に集まれる集いの場の拡充を図ります。また、自治会に入っていない高齢者も含めた安否確認や災害などの緊急時における安否確認、避難誘導などが課題となっています。自治会と民生委員が情報交換を行い、災害時と日常的な安否確認の充実を進めます。

長島地区

長島地区は、市街地や住宅団地、農村地域など、多様な特徴をもつ地域が混在しており、それぞれで抱える課題が異なっています。農村地域では、移動手段や買い物が困難となっていますが、地域での支え合いの活動を開始するなどの取り組みを進めています。一方、中心市街地では、コミュニティ活動の希薄化が課題となっており、サロン等活動や見守り活動の充実が求められています。

今後の取り組みとして、福祉委員と民生委員の意見交換会を実施し、見守り活動を充実します。また、サロン等の活動回数や担い手の増加に向け、担い手同士の情報交換会を実施する等、サロン等活動の充実に取り組みます。さらに、久須見地区の「お助け隊」の周知や利用促進を図るため、住民への啓発活動に努めます。

東野地区

東野地区は、地域ぐるみの行事が多く、隣近所とのつながりが強い地域です。一人暮らし高齢者への見守り活動がされている中で、老々介護の問題や認知症を介護する家族介護者への支援が課題となっています。また、認知症について正しい理解を得るために勉強会の開催等が必要となっています。近所付き合いが強い特性を活かし、見守り活動の強化や、高齢者や家族介護者などが気軽に集まることができる場が必要となっています。そのために、新たなサロン等の開催場所の検討を進めます。

三郷地区

三郷地区は、少子高齢化の進行や就労の場の不足による若者の流出などにより、高齢者世帯が多く、地域全体の活力低下が懸念されます。一人暮らし高齢者への見守り活動が重要である一方、高齢者自身が健康な状態で生活できるよう、高齢者の生きがいづくりも必要となっています。三郷町では「みさと愛の会」において、住民主体で介護予防に積極的に取り組んでいます。活動についての勉強会を開催するなどして住民の理解と担い手の増加を図り、全地域への展開に努めます。

武並地区

武並地区は、交通アクセス、自然環境に恵まれた住宅地として発展していますが、日中独居の高齢者への対応が課題となっています。対策としては、子どもから大人まで多世代が気軽に集まれるサロン等の充実や、ボランティアの育成が必要となっており、民生委員・福祉協力員・自治会の連携の場をつくり、見守り活動の充実を進めます。また、若い世代への啓発に取り組み、壮健クラブへの加入者、担い手（ボランティア）の増加につなげます。

笠置地区

笠置地区は、地域活動や地域組織の活性化を積極的に進めており、地域の見守りボランティアである福祉協力員が定着しつつあります。孤独死ゼロをめざし、自治会や民生委員などと連携を取りつつ、見守りを行う担い手の増加や災害時のマニュアル化を進めることで、見守り活動を強化します。また、つどいの場の増加や地域行事での世代間交流を促進するなど、高齢者の社会参加の機会の充実に努めます。

中野方地区

中野方地区は、少子高齢化が進行し、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯や支援が必要となっています。このため、民生委員や福祉委員などが連携し情報共有しながら見守り活動を積極的に行っていますが、見守りを受け入れることや支援を求める人への対応が課題となっています。

「NPO法人まめに暮らそまい会」を中心に、移送サービス「おきもり」や家事支援など住民主体で地域福祉活動を進めています。また、地域福祉拠点「まめの木」が整備され、高齢者のつどいの場として「まめくら学校」や「健康教室」を開催し、高齢者の介護予防に取り組んでいます。

今後は、ますます進む高齢化をとらえ、地域福祉活動を担う人材の育成に取り組みます。

飯地地区

飯地地区は、市内で最も少子高齢化が進行している地区であり、住民1人に対する行事や役割の負担が過大になっています。日頃からの見守り活動を実施し、支援が必要な高齢者を守る体制の整備に努めています。

見守りの強化については、家族・本人に対し同意方法の検討を行っています。また、関係機関同士の連携を強化し、サロンや集いの場等の充実に取り組みます。

岩村地区

岩村地区は、大規模商業店舗が出店し、生活が便利になりつつありますが、岩村本通りの商店の閉店などにより、以前から暮らす高齢者は、日常の買い物が不便になりつつあります。日頃のサロン活動や人との交流は高齢者の健康維持につながるため、既存のサロンをきめ細かく周知し、利用者の増加を図るとともに、世代間が交流でき、男性も気軽に参加できる場所を創出します。また、民生委員・福祉委員・自治会・壮健クラブと連携を強化し、見守り活動の充実に努めます。

山岡地区

山岡地区は、一人暮らし高齢者や高齢者世帯が安心して生活するために、買い物や通院など、地域で支え合う仕組みの構築を進めています。

また、健康づくりの意識啓発やサロン活動の支援を行っていますが、サロンやボランティア活動の担い手も高齢化しているため、担い手の増加に努めます。

今後は、さらなる地域での見守りを強化するために、見守りカードの情報更新や福祉委員についての住民への啓発、自治会未加入者への見守り方法を検討します。

明智地区

明智地区は、ボランティアによるまちづくりとして「日本大正村」が立村され、観光地として賑わってきました。

明智地区の現状として、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加しているので、見守り活動を充実するため民生委員と福祉委員の連携を図るなど関係者の協力体制を強化します。また、現在活発に行われているサロンや地域活動に参加するための移動手段について検討します。

串原地区

串原地区は、市内で最も高齢化率が高く、見守り活動、医療機関の不足、引きこもり高齢者への対応や災害等の緊急時における対応など、さまざまな問題を抱えています。特に、買い物などの移動支援や、草刈りなどの日常生活における支援が不足しています。今後は、サロン等の交流の場や外出支援、介護サービス事業等において、既存の地域資源を存続できるよう住民への周知を促進するなど、持続可能な取り組みを進めます。

上矢作地区

上矢作地区は、国保上矢作病院や保健福祉センター、歯科診療所、特別養護老人ホームを有しており、各関係機関が連携した健康づくり活動を推進しています。一方で、高齢者の移動手段の不足、引きこもりの人の把握や対応など、地域における課題があります。今後検討を重ね、移動（交通手段）サービスの充実や緊急時の連携体制の整備など、見守りを行う関係者の連携を推進します。

※福祉委員（または福祉協力員）とは、地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とした委員のことを指し、地区によって呼び方や役割が異なる場合があります。

▶ 6. 医療との連携 ▶

本計画は、県の保健医療計画と整合を図りながら、在宅医療を担う医療機関等の役割を充実することが求められています。

地域包括ケアシステムの発展に向け、切れ目のない医療・介護のサービスの提供が必要となっているため、在宅医療、介護連携推進事業として8つの事業項目を活用し、地域の実情に応じた在宅医療と介護の連携体制の構築と充実を図ります。

No.	事業	事業内容
1	地域の医療・介護の資源の把握	地域の医療機関、介護事業所の機能等を情報収集します。また、情報を整理し、リストやマップ等必要な媒体を選択して、共有・活用を図ります。
2	在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	地域の医療・介護関係者等が参画する会議を開催し、在宅医療・介護連携の現状を把握し、課題の抽出、対応策を検討します。
3	切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	地域の医療・介護関係者の協力を得て、在宅医療・介護サービスの提供体制の構築を推進します。
4	医療・介護関係者の情報共有の支援	情報共有シート、地域連携パス等の活用により、医療・介護関係者の情報共有を支援します。また、在宅での看取り、急変時の情報共有にも活用します。
5	在宅医療・介護連携に関する相談支援	医療・介護関係者の連携を支援するコーディネーターの配置等による、在宅医療・介護連携に関する相談窓口の設置・運営により、連携の取り組みを推進します。
6	医療・介護関係者の研修	地域の医療・介護関係者がグループワーク等を通じ、多職種連携の実践を習得できるよう、介護職を対象とした医療関連の研修会等の開催を支援します。
7	地域住民への普及啓発	地域住民を対象にしたシンポジウム等の開催やパンフレット、チラシ、広報誌、ホームページ等を活用した、在宅医療・介護サービスに関する普及啓発を行います。また、在宅での看取りについての講演会等の開催を支援します。
8	在宅医療・介護連携に関する関係市区町村の連携	同一の二次医療圏内にある市区町村や隣接する市区町村等が連携して、広域連携が必要な事項について検討します。

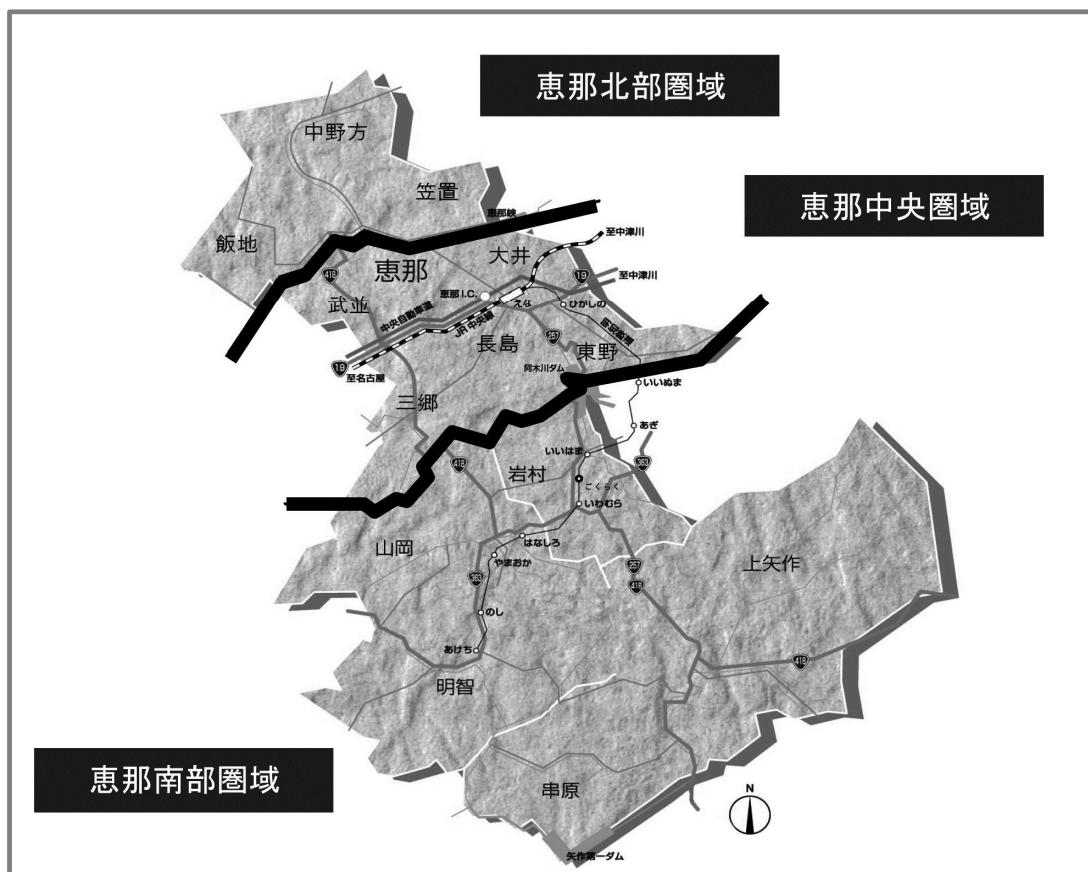
基本目標IV 介護を受けながら安心して暮らす

▶ 日常生活圏域の設定

高齢者が住みなれた地域で生活を継続することができる体制づくりをめざし、きめ細かい介護サービスを提供するために、市内に「日常生活圏域」を設定しています。

日常生活圏域については、地域密着型サービスの整備促進を図るために、大井・長島・東野・三郷・武並地区を「恵那中央圏域」、笠置・中野方・飯地地区を「恵那北部圏域」、岩村・山岡・明智・串原・上矢作地区を「恵那南部圏域」に区分し、3圏域とします。

■日常生活圏域図



▶ 1. 居宅サービスの推進 ▶

高齢者が住み慣れた地域で生き生きと暮らすために、それぞれの要介護状態に応じた必要なサービスを受けられるよう、居宅サービスの提供を推進します。

No.	事業	事業内容
1	訪問サービス	
	①訪問介護	利用者の自宅を訪問し、生活面での自立に向けたサポートを行います。 ホームヘルパーが利用者の自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事などの介護、調理、洗濯、掃除などの家事、生活などに関する相談や助言などの必要な日常生活の世話をしています。
	②訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護	利用者の身体の清潔維持と心身機能の維持を図ります。 利用者の自宅を訪問して、簡易浴槽を利用した入浴の介護を行います。
	③訪問看護・介護予防訪問看護	療養生活の支援と心身機能の維持回復を図ります。 訪問看護ステーションや病院・診療所の看護師などが利用者の自宅を訪問して、療養上の世話や必要な診療の補助を行います。
	④訪問リハビリテーション・介護予防訪問リハビリテーション	心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を支援します。 理学療法士や作業療法士が利用者の自宅を訪問して、理学療法や作業療法などの必要なりハビリテーションを行います。
	⑤居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導	通院が困難な利用者の療養上の管理及び指導を行います。 病院、診療所または薬局の医師、歯科医師、薬剤師などが自宅を訪問し、心身の状況や環境などを把握して、療養上の管理及び指導を行います。 栄養改善や口腔機能向上などの指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービスを提供します。

No.	事業	事業内容
2	通所サービス	<p>①通所介護</p> <p>利用者の心身機能の維持と社会的孤立感の解消や、家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>デイサービスセンターへ通所する利用者に、入浴や食事などの日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどのサービスを行います。</p>
	②通所リハビリテーション・介護予防通所リハビリテーション	<p>心身機能の維持回復、体力の増進を図り、日常生活での自立を図ります。</p> <p>利用者が老人保健施設や病院、診療所などへ通所し、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行います。</p>
3	短期入所サービス	<p>①短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護</p> <p>利用者が短期間入所することで、心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練などのサービスを行います。</p>
	②短期入所療養介護・介護予防短期入所療養介護	<p>利用者の心身機能の維持、家族の方の身体的、精神的負担の軽減を図ります。</p> <p>介護老人保健施設や介護療養型医療施設へ短期間入所した利用者に、看護や医学的管理下の介護、機能訓練などの必要な医療や日常生活の世話などのサービスを行います。</p>
4	福祉用具貸与・介護予防 福祉用具貸与	心身機能が低下し日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具の貸出を行い、家庭での日常生活上の便宜を図ります。
5	特定福祉用具購入・特定 介護予防福祉用具購入	心身機能が低下し日常生活に支障のある利用者などに、日常生活上の便宜や機能訓練に役立つ福祉用具購入費用を支給し、家庭での日常生活上の便宜を図ります。
6	特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護	サービス付き高齢者向け住宅、有料老人ホーム、ケアハウスなどに入居している要介護者などに、施設が入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話などのサービスを行います。
7	住宅改修・介護予防住宅 改修	心身機能が低下している高齢者の生活支援や、介護者の負担軽減を図ります。 手すりの取り付けや段差解消などの小規模な住宅改修を行う場合に、その費用を支給します。

No.	事業	事業内容
8	居宅介護支援・介護予防支援	在宅サービスなどを適切に利用できるように、利用者の依頼を受け、介護サービス計画の作成、在宅サービス事業者との連絡調整や介護保険施設への紹介などを行います。 また、平成30年（2018年）4月から居宅介護支援事業所の指定権限が市町村に移譲されることを受け、適切な指導・指定に取り組みます。
9	共生型サービスの実施に向けた検討	高齢者や障がい者が共に利用できる「共生型サービス」の実施に向けて検討します。

▶ 2. 地域密着型サービスの推進 ▶

高齢者が住み慣れた身近な地域でサービスを受けることができるよう、サービスを提供します。また、認知症高齢者の増加が見込まれる中で、その受け皿としての地域密着型サービスを充実します。

No.	事業	事業内容
1	夜間対応型訪問介護	夜間の定期的な巡回訪問、または通報を受け、要介護者の自宅で、入浴、排せつ、食事などの介護、その他の日常生活上の世話を行います。
2	認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護	介護が必要な認知症高齢者に対してデイサービスセンターにおいて、入浴や食事などの日常生活上の世話や相談、助言、機能訓練、レクリエーションなどを行います。 通所介護の提供と調整を図りながら、要介護認定者がサービスを受けやすいサービスを提供します。
3	小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて、隨時「訪問」や「泊まり」を組み合わせてサービス提供を行い、在宅での生活継続を支援します。
4	認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護	介護が必要な認知症高齢者が少人数で共同生活を行い、認知症の進行を和らげます。 家庭的な雰囲気の中で、入浴・排せつ・食事などの介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行います。
5	地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護	定員が30人未満の小規模な介護老人福祉施設に入居する人に対し、日常生活の世話や機能訓練などの介護サービスを行います。
6	地域密着型特定施設入居者生活介護	有料老人ホームなどの特定施設のうち、定員が30人未満の小規模な介護専用型特定施設に入居する人に対し、日常生活の世話や機能訓練などの介護サービスを提供します。

No.	事業	事業内容
7	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	単身・重度の要介護者などに対応できるよう、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一体的に、または、それが連携しながら、定期巡回訪問と随時の対応を行います。
8	看護小規模多機能型居宅介護	医療ニーズのある中重度の要介護者が地域で療養生活を継続できるよう「通い」「泊まり」「訪問介護」「訪問看護」を組み合わせることで、要介護者への支援の充実を図ります。
9	地域密着型通所介護	通所介護のうち定員18人以下の小規模事業所に通い、入浴、食事の提供、相談・助言等、日常生活の世話や機能訓練などを行います。

▶ 3. 施設サービスの推進 ▶

可能な限り居宅での介護保険サービスの利用を推進する中で、居宅での生活が困難な人に対して、必要な施設サービスを提供します。

No.	事業	事業内容
1	介護老人福祉施設	居宅において適切な介護を受けることが困難な利用者に対し、入浴、排せつ、食事などの生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行います。 本計画期間中に30床の増床を予定しています。
2	介護老人保健施設	入院治療の必要ない利用者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練などの必要な医療、日常生活上の世話を行います。
3	介護療養型医療施設	療養型病床群などをもつ病院及び診療所の介護保険適用部分に入院する利用者に対し、療養上の管理、看護、医学的管理下の介護などの世話、機能訓練などの必要な医療を行います。 本市には、この施設はありませんので、他市での施設利用となります。
4	介護医療院	日常的に長期療養のための医療ケアの確保、ターミナルケアや看取り等の機能と、「生活の場としての機能」を兼備した施設サービスです。 平成30年度より開始されるため、今後、設置について検討します。

▶ 4. 介護給付の適正化 ▶

介護給付の適正化の基本は、介護を必要とする高齢者を適正に認定した上で、利用者が真に必要とするサービスを適切に利用できる体制を整えることです。

持続可能な介護保険制度の構築に向け、介護給付の適正化を図ることで、不適切な給付を削減する一方、利用者に対する適切な介護サービスを確保し、介護保険制度の信頼性を高めます。

No.	事業	事業内容
1	要介護認定の適正化	認定調査の客觀性・公平性を確保するため、新規申請及び区分変更申請の場合、市の職員が認定調査を実施します。更新申請の場合は、認定調査を民間事業者に一部委託します。委託先を含めた調査員への研修を適宜実施し、認定調査の信頼性のさらなる向上を図ります。 また、公平な認定を維持するために、介護認定審査会での合議体間の審査判定の平準化を図ります。
2	ケアマネジャー	情報提供や研修を開催し、適正なケアプラン作成について周知を図ることにより、ケアマネジャーの資質・専門性の向上に取り組みます。
3	地域包括支援センター	介護予防ケアマネジメントにおいては、生活機能の維持・向上に向けた課題を的確に把握し、介護予防ケアプラン作成に反映させるとともに、利用者の自立支援の状況とサービスが合致しているかの継続的なモニタリングを実施し、効率的・効果的な介護予防を図ります。
4	縦覧点検及び医療情報との突合	複数月にまたがる介護報酬の支払い状況を確認し、チェック一覧表を元に提供されたサービスの整合性、算定回数・算定日数等の点検を行います。また、岐阜県国民健康保険団体連合会（国保連）に委託し、提供される入院情報と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性を確認します。
5	住宅改修等の点検	住宅改修の内容が自立支援につながるものか、適切な内容かという視点から点検し、適正化を図ります。また、福祉用具購入・貸与についても、ケアマネジャーが調査を実施し、必要性や利用状況を確認します。
6	介護給付費の通知	介護保険に対する理解を深めることや、介護報酬の不正請求に対する抑制力となるため、今後、効果額等を考慮し、実施に向けて検討します。

No.	事業	事業内容
7	介護サービス提供体制の適正化	<p>介護サービスを適切に提供することで、介護保険制度の信頼性を高めるとともに、将来にわたり、持続可能な制度となるよう介護給付の適正化に努めます。</p> <p>適正化システムの活用やケアプランチェックの充実を図ります。</p> <p>さらに、市が指定・指導監督権限を持つ地域密着型サービス事業者に対して定期的に実地指導を行い、サービスの適正な提供や質の確保を図ります。</p> <p>また、市民などから寄せられた苦情・通報に基づき、岐阜県と連携しながら介護サービス事業者の指導を適切に行います。</p>

▶ 5. 介護サービスの質の確保・向上 ▶

介護保険制度の定着にともない、今後も高齢者やその家族に対して、介護保険をはじめとするさまざまなサービスを適切に選択し、安心して利用できるよう、介護保険制度や介護保険サービスの利用に関する情報を分かりやすく提供します。

一方で、苦情や相談に迅速かつ的確に対応できるよう体制を充実し、介護保険サービス事業所への指導・助言・支援などを行いながら、利用者本位のサービス提供を推進します。

No.	事業	事業内容				
1	利用者本位のサービス提供	<p>サービス利用者が安心して質の高いサービスを選択できるよう、いきいきサービスマップや出前講座などを活用し、事業者情報やサービス利用方法の周知に努めます。</p> <p>また、成年後見制度を活用しながらサービス利用者の権利擁護に取り組みます。</p>				
2	事業者情報の開示	<p>サービス事業者に対しては、「介護サービス情報の公表制度」や「福祉サービスの第三者評価」などの活用により、積極的に自己情報を開示するよう指導します。</p> <p>民生委員や社会福祉協議会、地域包括支援センターなどを通じ、介護サービスの普及啓発を行います。</p> <p>制度やサービスの普及啓発については、一人暮らし高齢者など情報が行き届きにくい人への配慮に努めます。</p>				
3	苦情対応・解決のための体制	<p>市民が気軽に相談でき、適切な対応が図られるよう、市の相談窓口の充実をはじめ、地域包括支援センター、社会福祉協議会などの相談事業を充実し、要介護認定に対する不服や、介護保険制度運営上の苦情相談について、迅速かつ円滑な対応がされるよう関係機関との連携に努めます。</p>				
4	介護人材の確保	<table border="1"> <tr> <td>①介護人材の育成</td><td>介護人材の確保や人材育成に向け、岐阜県の「介護人材育成事業」の活用や県との連携を図り、情報の提供に努めます。</td></tr> <tr> <td>②介護職員の離職防止</td><td>事業所と連携し、研修会の実施など、介護職員の離職防止に努めます。</td></tr> </table>	①介護人材の育成	介護人材の確保や人材育成に向け、岐阜県の「介護人材育成事業」の活用や県との連携を図り、情報の提供に努めます。	②介護職員の離職防止	事業所と連携し、研修会の実施など、介護職員の離職防止に努めます。
①介護人材の育成	介護人材の確保や人材育成に向け、岐阜県の「介護人材育成事業」の活用や県との連携を図り、情報の提供に努めます。					
②介護職員の離職防止	事業所と連携し、研修会の実施など、介護職員の離職防止に努めます。					
5	サービス提供の担い手の資質の向上	保健・医療・福祉サービスの質の向上のために、人材の量的確保だけでなく、利用者の立場に立って対応できる質の高い人材の確保に努めます。				

▶ 6. 介護者支援 ▶

介護を必要とする高齢者が、在宅での生活を続けていくためには、在宅サービスを計画的に整備していくとともに、高齢者を介護する家族を支援し、家族介護者の精神的、身体的、経済的な負担の軽減を図ることが求められています。

No.	事業	事業内容
1	介護用品の購入助成事業 【基本目標Ⅲ－1 再掲】	要介護4・5または要介護3で一定の条件を満たした在宅高齢者を介護する家族で市民税非課税の世帯などに対し、紙おむつや尿とりおむつなどの介護用品の購入助成します。今後、民生委員やケアマネジャーなどを通して、事業の周知を図り、利用を促進します。
2	介護者交流事業 【基本目標Ⅲ－1 再掲】	高齢者を介護している介護者を対象に、介護から一時的に解放され、心身のリフレッシュを図るとともに介護者相互の交流を深める場づくりとして、介護者交流事業を実施します。介護情報の提供をはじめ、介護に関する情報交換の場として、ケアマネジャーなどを通して事業の周知を図り、多くの介護者が参加しやすい体制を充実します。今後は、利用の促進を図るため、事業内容や利用後の効果などを周知します。
3	高齢者短期入所事業 【基本目標Ⅲ－1 再掲】	65歳以上の高齢者で養護者に緊急の必要が生じ、日常生活において見守りの必要な人に対して、養護老人ホーム恵光園で一時的に宿泊できる援助を行います。
4	介護者教室 【基本目標Ⅲ－1 再掲】	在宅介護を支援することを目的に、自宅で高齢者を介護している家族を対象に、介護方法の基礎知識を学ぶ介護者教室を開催します。今後は、介護者となる若い層に対しても周知し、参加を促します。
5	「認知症の人の家族のつどい」開催 【基本目標Ⅲ－3 再掲】	認知症の人を介護している家族を支える場として「認知症の人の家族のつどい」を開催します。介護相談、情報交換、勉強会を行うことで、家族の身体的・精神的負担の軽減と回復を支援し、在宅福祉の向上を図ります。今後は、内容の充実と事業の周知を行い、参加を促します。

◆◆第5章 介護保険料の設定◆◆

1 保険料の設定の考え方

(1) 納付と負担の関係

65歳以上の介護保険料（第1号被保険者の保険料）は、市町村（保険者）ごとに決められ、その額は、その市町村の被保険者が利用する介護保険サービスの水準を反映した金額になります。したがって、市の介護保険料は、介護保険事業計画期間中のサービス（給付費）の利用見込量に応じたものとなります。サービスの利用量を多く見込めば保険料は上がり、利用量を少なく見込めば下がることになります。

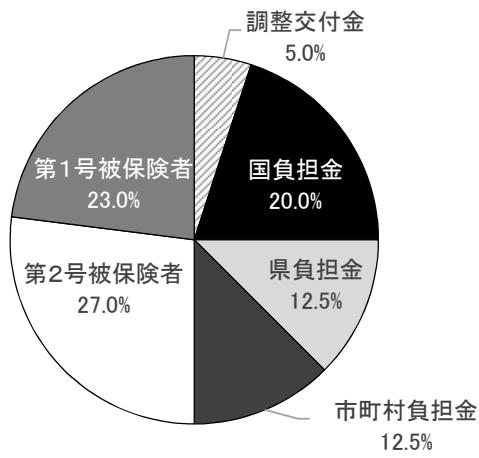
(2) 第7期【平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）】計画の財源構成

①介護給付費の財源構成

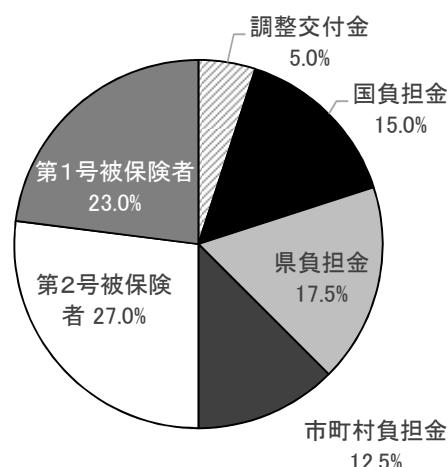
介護給付費の財源は、基本的に、50.0%を公費で賄い、残りの50.0%は65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。居宅給付費に係る公費分の負担割合は、国が20.0%、調整交付金※が5.0%、県と市が12.5%ずつとなります。また、施設等給付費に係る公費分の負担割合は、国、県、市がそれぞれ、15.0%、17.5%、12.5%、調整交付金※が5.0%となります。

第1号被保険者の保険料と第2号被保険者の保険料の割合は、全国平均で見て1人あたりの保険料額が第1号被保険者と第2号被保険者の間で同一水準となるよう、全国ベースの人口比率で決める仕組みとなっており、平成30年度（2018年度）～平成32年度（2020年度）の3年間については、第1号保険料が23.0%、第2号保険料が27.0%と定められています。

■居宅給付費



■施設等給付費

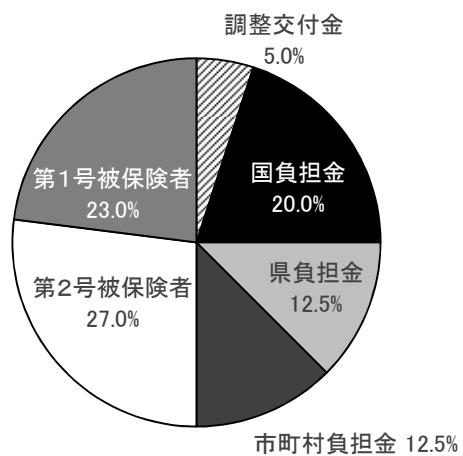


②地域支援事業の財源

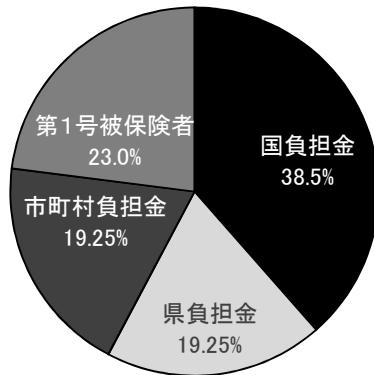
介護予防・日常生活支援総合事業の財源は、国が20.0%、調整交付金※が5.0%、県と市の公費負担がそれぞれ12.5%、残りの50.0%が65歳以上の第1号被保険者と40歳～64歳の第2号被保険者が負担する保険料で構成されます。

包括的支援事業・任意事業では、第2号被保険者の負担はなく、国が38.5%、県と市の公費負担がそれぞれ19.25%、残りの23.0%が65歳以上の第1号被保険者が負担する保険料で構成されます。

■介護予防・日常生活支援総合事業費



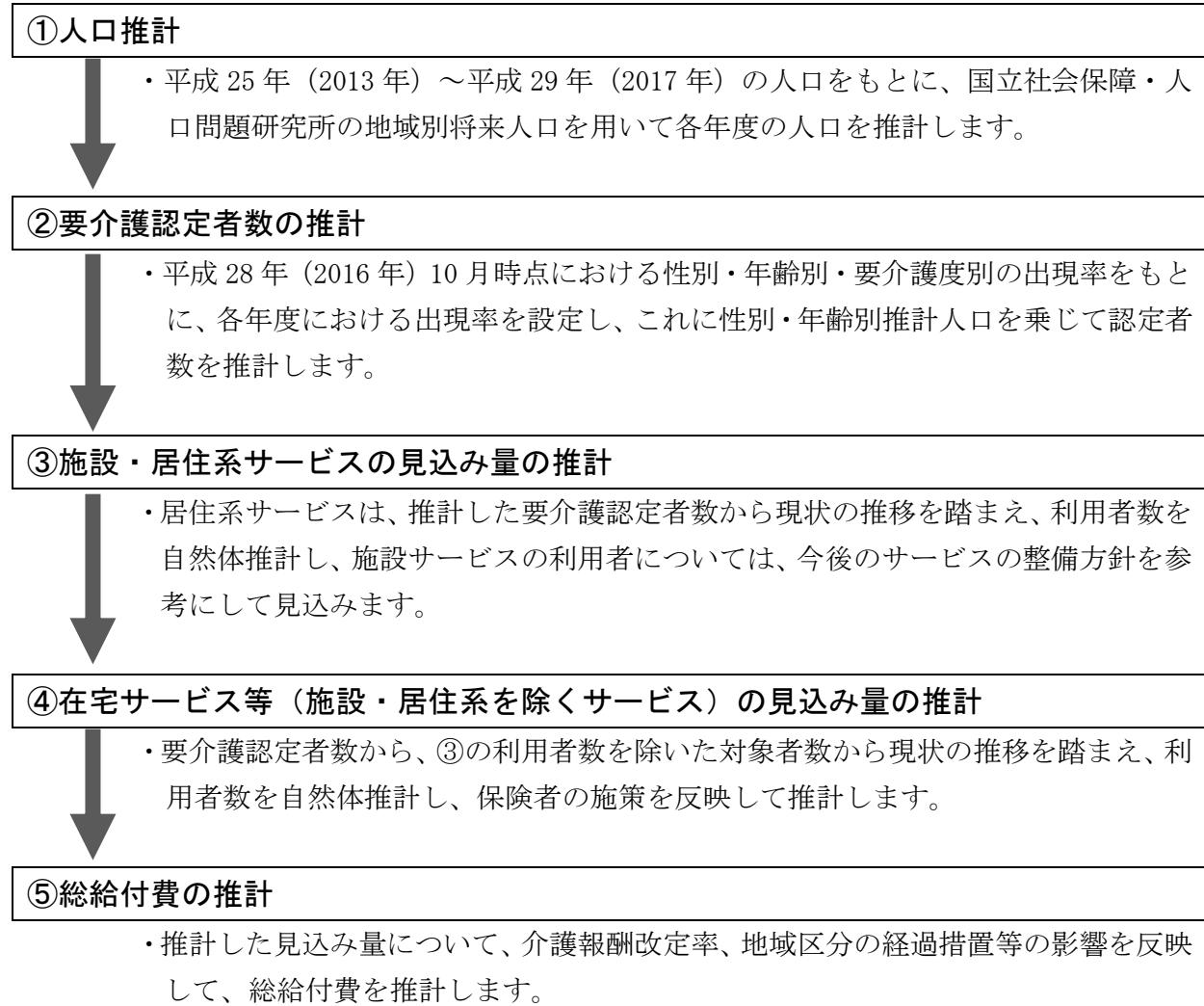
■包括的支援事業・任意事業費



※公費のうち、国の調整交付金は市町村間の第1号被保険者の保険料格差を是正するために交付されるものであり、第1号被保険者に占める後期高齢者（75歳以上の人）の割合や所得分布の状況により、変動する仕組みとなっている

(3) 介護給付等のサービスの見込み量・総給付費の算出

介護給付費等サービス（地域支援事業を除く）の量及び給付費の見込みの手順は、次のとおりです。



2 介護保険給付費等の見込み

(1) 介護予防サービス

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
居宅サービス					
介護予防訪問介護	給付費（千円/年）				
	人数（人/月）				
介護予防訪問入浴介護	給付費（千円/年）	143	191	286	286
	回数（回/月）	2	2	3	3
	人数（人/月）	1	1	1	1
介護予防訪問看護	給付費（千円/年）	18,396	18,572	19,551	22,006
	回数（回/月）	493	497	523	589
	人数（人/月）	44	44	44	46
介護予防訪問リハビリテーション	給付費（千円/年）	633	768	768	768
	回数（回/月）	20	24	24	24
	人数（人/月）	3	3	3	3
介護予防居宅療養管理指導	給付費（千円/年）	481	568	568	568
	人数（人/月）	7	8	8	8
介護予防通所介護	給付費（千円/年）				
	人数（人/月）				
介護予防通所リハビリテーション	給付費（千円/年）	23,114	23,565	24,241	25,593
	人数（人/月）	66	67	69	73
介護予防短期入所生活介護	給付費（千円/年）	1,575	1,620	1,663	2,495
	日数（日/月）	22	22	23	34
	人数（人/月）	6	6	6	9
介護予防短期入所療養介護（老健）	給付費（千円/年）	383	418	732	732
	日数（日/月）	6	6	8	8
	人数（人/月）	1	1	1	1
介護予防短期入所療養介護（病院等）	給付費（千円/年）	0	0	0	0
	日数（日/月）	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	給付費（千円/年）	13,121	13,249	13,446	13,818
	人数（人/月）	201	203	206	212
特定介護予防福祉用具購入費	給付費（千円/年）	1,309	1,648	1,648	1,648
	人数（人/月）	4	5	5	5
介護予防住宅改修	給付費（千円/年）	1,406	2,879	2,879	2,879
	人数（人/月）	2	3	3	3
介護予防特定施設入居者生活介護	給付費（千円/年）	2,520	3,770	3,770	3,770
	人数（人/月）	3	4	4	4

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
地域密着型サービス					
介護予防認知症対応型通所介護	給付費（千円/年）	2,384	3,054	3,054	1,621
	回数（回/月）	20	26	26	14
	人数（人/月）	4	4	4	2
介護予防小規模多機能型居宅介護	給付費（千円/年）	2,826	3,769	3,769	3,769
	人数（人/月）	3	4	4	4
介護予防認知症対応型共同生活介護	給付費（千円/年）	10,751	10,756	10,756	10,756
	人数（人/月）	4	4	4	4
介護予防支援	給付費（千円/年）	13,506	13,512	13,620	13,512
	人数（人/月）	251	251	253	251
予防給付費（千円/年）		92,548	98,339	100,751	104,221

(2) 介護サービス

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
居宅サービス					
訪問介護	給付費（千円/年）	340,279	371,750	387,944	389,253
	回数（回/月）	10,263	11,218	11,715	11,756
	人数（人/月）	441	463	468	475
訪問入浴介護	給付費（千円/年）	41,836	49,233	52,563	50,586
	回数（回/月）	304	358	382	368
	人数（人/月）	61	67	69	69
訪問看護	給付費（千円/年）	235,860	242,197	254,279	308,676
	回数（回/月）	5,149	5,283	5,548	6,699
	人数（人/月）	373	384	389	395
訪問リハビリテーション	給付費（千円/年）	21,517	25,008	27,410	31,401
	回数（回/月）	621	722	791	907
	人数（人/月）	66	76	84	93
居宅療養管理指導	給付費（千円/年）	28,418	29,920	31,403	32,894
	人数（人/月）	354	372	390	408
通所介護	給付費（千円/年）	714,296	750,509	785,682	851,322
	回数（回/月）	7,171	7,492	7,802	8,390
	人数（人/月）	761	776	794	799
通所リハビリテーション	給付費（千円/年）	92,242	96,335	110,986	86,235
	回数（回/月）	941	985	1,141	887
	人数（人/月）	191	191	204	217
短期入所生活介護	給付費（千円/年）	248,571	283,041	314,451	429,977
	日数（日/月）	2,543	2,906	3,237	4,430
	人数（人/月）	239	250	258	266
短期入所療養介護 (老健)	給付費（千円/年）	28,277	32,906	37,940	43,203
	日数（日/月）	253	292	339	380
	人数（人/月）	41	43	46	53
短期入所療養介護 (病院等)	給付費（千円/年）	0	0	0	0
	日数（日/月）	0.0	0.0	0.0	0.0
	人数（人/月）	0	0	0	0
福祉用具貸与	給付費（千円/年）	149,550	165,183	169,255	150,911
	人数（人/月）	950	1,031	1,055	952
特定福祉用具購入費	給付費（千円/年）	5,552	6,037	6,652	6,059
	人数（人/月）	18	20	22	20
住宅改修	給付費（千円/年）	19,409	23,723	30,120	17,799
	人数（人/月）	14	17	22	14
特定施設入居者生活 介護	給付費（千円/年）	73,875	75,440	75,779	77,611
	人数（人/月）	31	31	31	31

区分		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
地域密着型サービス					
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	給付費（千円/年）	26,293	37,811	47,004	58,510
	人数（人/月）	16	22	27	33
夜間対応型訪問介護	給付費（千円）	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0
認知症対応型通所介護	給付費（千円/年）	111,121	125,063	140,379	145,314
	回数（回/月）	826	915	1,011	1,051
	人数（人/月）	90	93	95	95
小規模多機能型居宅介護	給付費（千円/年）	234,869	241,739	242,654	243,821
	人数（人/月）	97	102	104	104
認知症対応型共同生活介護	給付費（千円/年）	421,912	438,826	439,491	437,211
	人数（人/月）	151	158	158	158
地域密着型特定施設入居者生活介護	給付費（千円/年）	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	給付費（千円/年）	0	0	0	0
	人数（人/月）	0	0	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	給付費（千円/年）	137,011	141,300	146,223	141,382
	人数（人/月）	58	58	58	58
地域密着型通所介護	給付費（千円/年）	165,490	209,848	235,308	201,338
	回数（回/月）	1,635	2,039	2,279	1,993
	人数（人/月）	158	186	201	170
介護保険施設サービス					
介護老人福祉施設	給付費（千円/年）	940,248	940,669	940,669	940,669
	人数（人/月）	320	320	320	320
介護老人保健施設	給付費（千円/年）	721,119	721,442	721,442	624,729
	人数（人/月）	238	238	238	203
介護医療院（※）	給付費（千円/年）	0	0	0	49,249
	人数（人/月）	0	0	0	12
介護療養型医療施設	給付費（千円/年）	28,972	28,985	28,985	
	人数（人/月）	7	7	7	
居宅介護支援	給付費（千円/年）	270,570	273,159	275,553	280,330
	人数（人/月）	1,500	1,512	1,526	1,551
介護給付費（千円/年）		5,057,287	5,310,124	5,502,172	5,598,480

※平成37年度（2025年度）は介護療養型医療施設を含む

	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
総給付費（千円/年）	5,149,835	5,408,463	5,602,923	5,702,701

(3) 標準給付費の推計

単位：千円/年

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
総給付費（一定以上所得者負担の調整後）	5,147,618	5,469,750	5,733,546	5,835,507
特定入所者介護サービス費等給付額 (資産等勘案調整後)	153,268	154,918	155,755	165,464
高額介護サービス費等給付額	84,809	81,468	78,492	110,574
高額医療合算介護サービス費等給付額	14,366	15,343	16,386	14,383
審査支払手数料	5,664	5,696	5,740	5,680
標準給付費見込額	5,405,725	5,727,175	5,989,919	6,131,608

(4) 地域支援事業費の推計

第6期計画までは、地域支援事業の事業規模が、介護保険事業計画に定める保険給付見込額に対して上限3.0%と定められていました。第7期計画では「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業・任意事業費」でそれぞれに上限管理を行うこととなり、地域支援事業全体の上限については設定しないこととなります。

単位：千円/年

区分	平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)	平成37年度 (2025年度)
地域支援事業費	211,085	212,239	213,555	221,429
介護予防・日常生活支援総合事業費	148,263	149,197	150,330	153,622
包括的支援事業・任意事業費	62,822	63,042	63,225	67,807

3 所得段階別人口の推計

単位：人

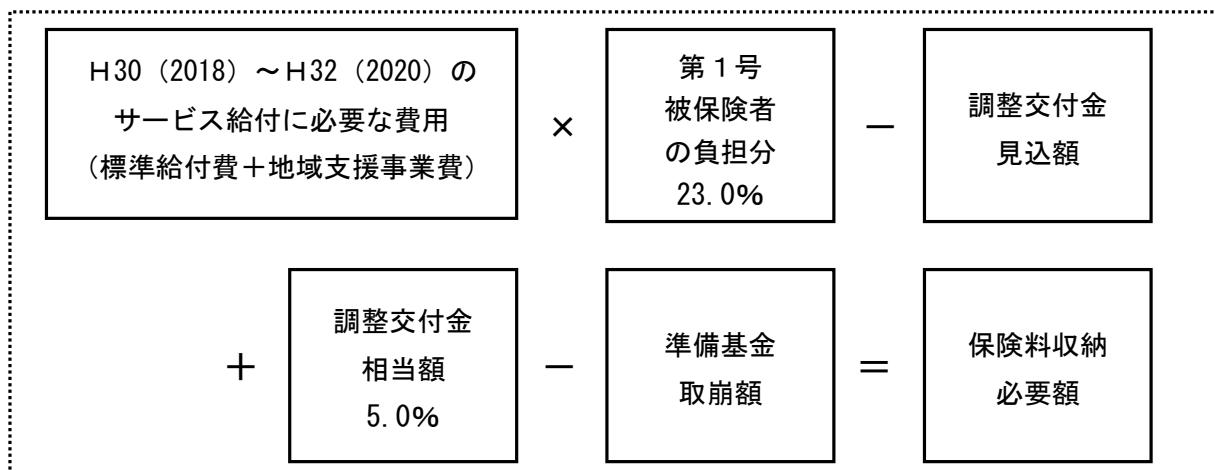
所得段階	所得等の条件	人数		
		平成30年度 (2018年度)	平成31年度 (2019年度)	平成32年度 (2020年度)
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者 世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入 80万円以下	1,782	1,794	1,805
第2段階	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入 80万円超 120万円以下	1,392	1,401	1,410
第3段階	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入120万円超	1,375	1,384	1,393
第4段階	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円以下	1,986	1,999	2,012
第5段階	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入 80万円超	3,700	3,724	3,748
第6段階	本人課税かつ合計所得 125万円未満	3,513	3,536	3,559
第7段階	本人課税かつ 合計所得 125万円以上 190万円未満	1,646	1,657	1,668
第8段階	本人課税かつ 合計所得 190万円以上 300万円未満	900	905	911
第9段階	本人課税かつ 合計所得 300万円以上 400万円未満	272	273	275
第10段階	本人課税かつ合計所得 400万円以上	406	410	413

4 介護保険料基準額の設定

(1) 介護保険料収納必要額

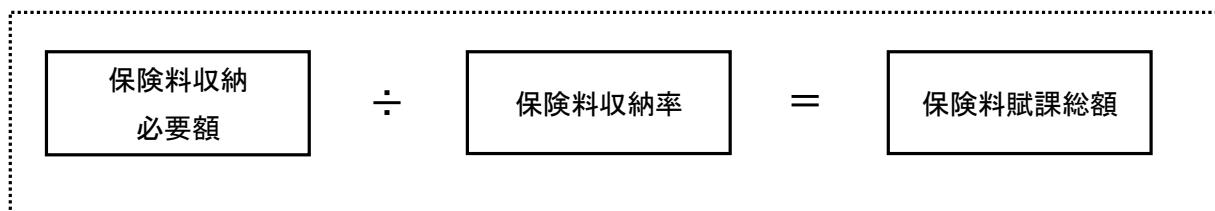
保険料収納必要額は、次の方法で計算します。

その結果、本市の平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの保険料収納額は約 36.0 億円となります。



(2) 保険料賦課総額

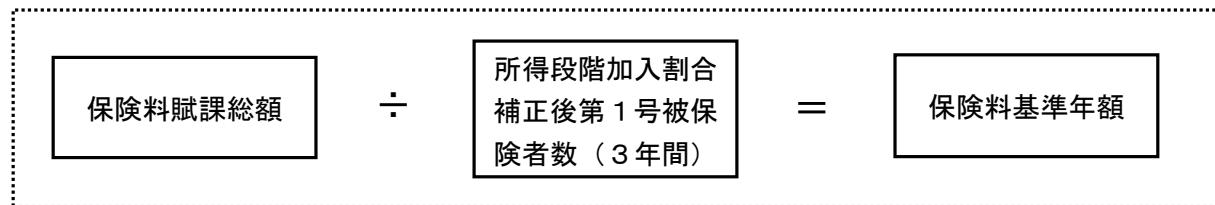
保険料の収納率を 99.0% と見込むと、平成 30 年度（2018 年度）から平成 32 年度（2020 年度）までの保険料賦課総額は、約 36.3 億円となります。



(3) 保険料基準額

本市の第 1 号被保険者数は 3 年間で延べ 52,017 人と推計されますが、保険料基準額については、所得段階別加入割合に応じて補正して算出します。

次のとおり算出すると、保険料基準月額は 5,825 円となります。



項目	計算式	30～32年度（第7期計画期間）の金額・人数
①標準給付費見込額		17,122,819,055円
②地域支援事業費見込額		636,879,000円
③第1号被保険者（65歳以上の方）負担分	①+②) の 23.0%	4,084,730,553円
④調整交付金相当額	①の 5.0%	878,530,453円
⑤調整交付金見込額	①×調整交付金見込交付割合	1,163,426,000円
⑥介護給付費準備基金取崩額		200,000,000円
⑦保険料収納必要額	(③+④) - (⑤+⑥)	3,599,835,006円
⑧保険料予定収納率		99.0%
⑨保険料賦課総額	⑦÷⑧	3,636,196,975円
⑩弾力化した所得段階別加入割合補正後被保険者数	[各所得段階別見込人数 ×各所得段階保険料率] の合計	52,017人
⑪保険料・月額（基準月額）	⑨÷⑩÷12か月	5,825円

※ 調整交付金相当額は毎年5.0%をかけて3か年分を合計しているため、端数調整等により、計算の不一致が生じる場合があります。

5 所得段階別保険料

第1号被保険者の保険料は、所得段階に応じて異なります。本市では、所得段階に応じて10段階に分けて、平成30年度（2018年度）から平成32年度（2020年度）までの本市の介護保険料を、次のとおり定めます。

基準月額 5,825円

単位：円

所得段階	所得等の条件	基準額に対する割合	保険料（月額）	保険料（年額）
第1段階	生活保護または老齢福祉年金受給者 世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入 80万円以下	0.45 (0.40)	2,621 (2,330)	31,400 (27,900)
第2段階	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入 80万円超 120万円以下	0.65	3,786	45,400
第3段階	世帯全員非課税かつ 合計所得+課税年金収入120万円超	0.70	4,078	48,900
第4段階	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入80万円以下	0.93	5,417	65,000
第5段階	世帯課税かつ本人非課税 合計所得+課税年金収入 80万円超	1.00	5,825	69,900
第6段階	本人課税かつ合計所得 125万円未満	1.18	6,874	82,400
第7段階	本人課税かつ 合計所得 125万円以上 190万円未満	1.32	7,689	92,200
第8段階	本人課税かつ 合計所得 190万円以上 300万円未満	1.62	9,437	113,200
第9段階	本人課税かつ 合計所得 300万円以上 400万円未満	1.70	9,903	118,800
第10段階	本人課税かつ合計所得 400万円以上	1.90	11,068	132,800

※ 第1段階の（ ）内は、軽減後の金額

※ 年額保険料は、月額保険料に12を乗じて100円未満を切り捨て。

◆◆第6章 推進体制◆◆

1 計画の推進体制

(1) 計画の周知

本計画の内容について、ホームページや多様な媒体を通じ、市民、地域に公開し、積極的な情報発信に努めます。

また、支援を必要とする高齢者やその家族など周りの人が適切なサービスを受けることができるよう、府内の関係各課や関係機関等と連携し、介護保険制度の周知・普及を促進します。

(2) 関係機関等との連携

本計画は、介護保険事業の円滑な運営とともに、高齢者の生活を支え、健康で生きがいのある生活を営むことができるよう、総合的な支援に取り組む方針を示しています。

計画の推進にあたっては、計画の円滑な実施に向けて、府内の関係各課との連携をとり、施策・事業の進捗管理等を行います。

また、全市的な観点から本計画の推進や進行管理、見直しなどを行うため、医療機関、社会福祉法人などの関係機関とのきめ細かな連携を進めます。

(3) 計画の評価体制の整備

本計画に盛り込んだ各施策の進捗状況と、本計画で定めた実施目標について、毎年度実績を把握し、次年度の活動につなげていくよう、P D C Aサイクルを活用した評価体制を確立します。

◆◆資料編◆◆

1 策定経過

年月日	主な検討事項
平成 29 年 2 月 15 日～ 3 月 10 日	高齢者等実態調査の実施
平成 29 年 7 月 6 日	第 1 回介護保険事業計画策定委員会 ・計画策定及びスケジュールについて ・意向調査（アンケート）について
平成 29 年 8 月 16 日	高齢者福祉計画等策定部会 ・府内ヒアリング（第 6 期計画の進捗状況等の確認）について
平成 29 年 9 月 22 日	第 2 回介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（骨子案）について
平成 29 年 10 月 27 日	第 3 回介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画における重点施策の検討について
平成 29 年 12 月 15 日	第 4 回介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について ・保険料の設定について ・パブリックコメントについて
平成 30 年 1 月 15 日～ 平成 30 年 2 月 16 日	パブリック・コメントの実施
平成 30 年 2 月 23 日	第 5 回介護保険事業計画策定委員会 ・第 7 期恵那市高齢者福祉計画・介護保険事業計画（案）について

2 恵那市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

平成 17 年 5 月 31 日告示第 55 号

改正

平成 20 年 3 月 17 日告示第 20 号

平成 29 年 3 月 23 日告示第 44 号の 1

恵那市介護保険事業計画策定委員会設置要綱

(目的)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条に規定する市町村介護保険事業計画の策定及び老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）第 20 条の 8 に規定する市町村老人福祉計画の見直しを行うため、恵那市介護保険事業計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(事業)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、市長へ報告する。

(1) 恵那市介護保険事業計画の策定に関する事項。

(2) 恵那市老人福祉計画・介護保険事業計画の見直しに関する事項。

(3) その他恵那市老人福祉計画・介護保険事業計画に関し市長が必要と認めた事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 20 人以内で組織する。

2 委員は、介護保険運営協議会の委員をもって構成する。

(会長)

第 4 条 委員会に会長、副会長を置き、委員の互選により会長を選出し、副会長は会長の指名による。

2 会長は委員会を総括する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会は、必要に応じて会長が招集し、会長が会議の議長となる。ただし、最初の委員会は、市長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(庶務)

第 6 条 委員会の庶務は、医療福祉部高齢福祉課において処理する。

(委任)

第 7 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 17 年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 17 日告示第 20 号）

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 23 日告示第 44 号の 1）

この告示は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

3 恵那市介護保険事業計画策定委員会委員名簿

区分	職名等	氏 名	備考
被 保 險 者 委 員	東野 (代表)	伊藤 正信	
	笠置町 (代表)	安江 昌俊	
	明智町 (代表)	大内 是勇	
	上矢作町 (代表)	菱川 和之	
學 識 經 驗 者	恵那市社会福祉協議会 副会長	水野 利彦	
	恵中医会 会長	征矢野 薫	会長
	恵南医会	大澤 耕太郎	
	恵那歯科医師会 副会長	桐山 光生	副会長
	民生委員・児童委員協議会 理事	柘植 俊夫	
介 護 サ ー ビ ス 提 供 事 業 者	介護まちなか相談所 管理者	小山 聰子	
	藤の里「結い」小規模多機能ホーム	山本 徳二	
	デイサービスセンター乗越めぐみ生活相談員	松井 はつ代	
	特別養護老人ホーム明日香苑 施設長	加藤 浩樹	
	介護老人保健施設こころ 事務長	平野 幸代	
	看護小規模多機能シエント 施設長	吉田 真木	
	グループホームくわのみ	繁澤 弘子	
諸 団 体	恵那市シルバー人材センター 理事長	牧野 優太郎	
	まちづくり市民協会	永石 照子	
	NPO法人まめに暮らそまい会 理事	鈴村 八枝子	
	NPO法人まんさく 理事	纒纒 清一	

(敬称略)

4 実施目標一覧

基本目標 I 高齢者が生きがいを持って生き生きと暮らす

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
壮健（老人）クラブ活動の支援>>恵那市壮健クラブ連合会			
活動回数（回）	9,200	9,300	9,400
活動者数（人）	48,000	49,000	50,000
シルバー人材センターへの活動支援>>研修事業や就業機会の確保			
受注件数（件）	4,400	4,500	4,600
就業延人数（人）	39,000	40,000	41,000

基本目標 II 高齢者がいつまでも元気に暮らす

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防サポーター事業>>介護予防サポーター養成講座			
介護予防サポーター養成講座（人）	40	40	40

基本目標III 住みなれた地域で安心して暮らす

	平成 30 年度	平成 31 年度	平成 32 年度
介護予防・日常生活支援総合事業の推進>>⑥一般介護予防事業			
一般介護予防事業参加者数（人）	18,000	18,000	18,000
人材の育成>>②認知症ケア人材の育成			
認知症サポーター（人）	6,200	6,700	7,200

5 用語解説

あ行	
安心お守りキット	通院医療機関、既往・現病歴及び服用医薬品名などの救急時における重要な情報を救急隊員などが的確に把握するためのキット。
安心カード	有事の際に救助者などへの情報提供を目的に、個人にまつわる情報をはじめ、かかりつけ医や服用内容などの医療情報を記入したカードのこと。
恵那三学塾	地域の課題解決や地域住民の学習意欲に応え、「市民三学運動」の柱のひとつである「学んで生かす」を推進することを目的とした塾。
NPO（エヌピーオー）	民間非営利団体。行政・企業から独立し、地域おこしや福祉などのために活動する非営利組織。
MCI（エムシーアイ）	認知症の前段階といわれる軽度認知障がいを指し、適切な対応を取らなければ、認知症になる確率が高い状態のこと。
か行	
介護予防・日常生活支援総合事業	高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるよう、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進する事業。要支援者から元気な高齢者まで切れ目なく支援することをめざしている。
キャラバンメイト	認知症について正しく理解し、地域で認知症の方とその家族を見守る応援者を養成する「認知症サポートー養成講座」の講師を担う者。
協議体	地域における生活支援や介護予防サービスの体制整備に向けて、生活支援コーディネーターを中心に多様な団体等の情報共有及び連携・協働による資源開発等を推進する場。
共生型サービス	障がい者が65歳以上になっても、使い慣れた事業所でのサービスの利用ができるよう、高齢者や障がい児者が共に利用できるサービスや仕組み。
高齢化率	65歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合。
さ行	
サロン	コミュニケーションを図ることを主な目的とするふれあいの場。
若年性認知症	65歳未満で発症する認知症。
成年後見制度	判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限するとともに、本人のために法律行為を行い、又は本人による法律行為を助ける者を選任する制度。
た行	
地域共生社会	制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域包括ケアシステム	高齢者が自立して地域で生活を営めるよう、①介護、②予防、③医療、④生活支援、⑤住まい、が一体的に切れ目なく提供される体制の整備をめざしたシステム。
地域包括支援センター	地域において、①介護予防ケアマネジメント事業、②総合相談支援事業、③地域包括ケア体制整備(包括的・継続的マネジメント事業)、④高齢者の虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の4つの基本的な機能をもつ総合的なマネジメントを担う中核機関。
な行	
ニーズ	必要性。需要。要求。
日常生活自立支援事業	認知症、知的障がい、精神障がいなどにより、判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行う事業。
認知症	いろいろな原因で脳の働きが悪くなったりしたために、さまざまな障がいが起こり、社会生活や職業生活に支障をきたしている状態。
認知症サポーター	認知症について理解し、認知症の人や家族を見守る人で、養成講座を受けることでサポーターとなる。オレンジ色のリストバンドがサポーターの印。
認知症地域支援推進員	認知症の方に対し、医療機関や介護サービス及び地域の支援機関へつなぐコーディネーター。
は行	
バリアフリー	障がい者や高齢者などの身体的、精神的な障壁などをなくすこと。階段の代わりに緩やかなスロープを付けたり、道路の段差を無くすこと。恵那市では県の基準に準ずる。
避難行動要支援者	要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児等の防災施策において特に配慮を要する人）のうち、災害が発生、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な人で、円滑かつ迅速な避難の確保に特に支援を要する人。
福祉（協力）委員	地域住民と協力し、地域の見守りや地域福祉課題の解決を図ることを目的とした委員。
福祉避難所	災害時に、高齢者や障がい者など、避難所での生活に特別な配慮を必要とする人を、一時的に受け入れる避難所。市が指定する段差の解消などのバリアフリー化された社会福祉施設などがある。
福祉有償運送	NPOや社会福祉法人などの非営利法人が、高齢者や障がい者などの、公共交通機関を使用して移動することが困難な人を対象に、通院、通所、買い物などを目的に有償で行う車による移送サービス。
防災マップ	台風、大雨、津波など、災害によって被害が想定される箇所や避難所の位置などを示した地図。
ま行	
見える化システム	都道府県・市町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。

恵那市第7期高齢者福祉計画・介護保険事業計画

発 行：恵那市
編 集：恵那市 医療福祉部 高齢福祉課
住 所：〒509-7292
岐阜県恵那市長島町正家一丁目1番地1
T E L：(0573) 26-2111 (代)
F A X：(0573) 25-7294
発 行 年 月：平成30年3月
